

平成29年6月定例会会議録

平成29年豊郷町議会6月定例会は、平成29年6月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

教 育 次 長            岩 崎 郁 子  
社 会 教 育 課 長        秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長        山 口 昌 和  
書                            記        寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤清正議長

皆さん、おはようございます。

6月定例会を再開いたします。

(午前9時01分)

欠席届が河合議員から出ております。

ただいまの出席議員は10名であります。

会議開会定足数に達しておりますので、よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、西澤博一君、8番、鈴木勉市君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の、許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならなくなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくをお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんのご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、中島政幸君の質問を許可します。

中島議員

議長。

西澤清正議長

はい、中島君。

中島議員

それでは、皆様おはようございます。それでは、一般質問の方に入らせていただきます。

町長、教育長にお聞きいたします。まず、ふるさと納税寄附金の活用はということでお聞きいたします。

広報とよさと5月号に、ふるさと納税の寄附金の合計額と活用事業について掲載されていましたが、以下の点について答弁を求めます。

1、各事業への活用する具体的な金額について。また、自治体にお任せとなっている分の活用について。

2、ふるさと納税の今後の目標額について。

3、内訳で子育て支援および福祉に関する事業に対する寄附額が多い結果と

なっています。寄附いただいた方の意向を踏まえ、子育て支援として保育園の保育料完全無料化、もしくは現在半額となっている第2子以降の保育料無料化や幼稚園、小中学校の給食費の無料化、多子世帯への支援、出産祝金第3子以降の額を10万円にするなどを行ってはどうかと考えるが、それぞれ実施した場合にかかる費用と今後の予定について答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 おはようございます。それでは、1番、中島議員のご質問、ふるさと納税の寄附金の活用はについて、私の方からは1と2についてお答えします。

まず、1の各事業の具体的な金額と自治体にお任せ分の活用について、具体的に金額を申し上げますと、子育て支援および福祉に関する事業に3,708万8,000円、うちお任せ分が1,837万9,000円。教育またはスポーツ・文化の振興に関する事業について600万円、うちお任せ分184万5,000円。産業または観光の振興に関する事業については378万6,000円、うちお任せ分6万1,000円。公共施設等の整備または改修に関する事業は219万円、うちお任せ分136万5,000円。地域振興に関する事業は393万6,000円、うちお任せ分133万6,000円。豊郷小学校旧校舎の維持管理に関する事業につきましては300万円を活用しておりまして、分野を指定していただいた分を充当し、足りない部分に自治体にお任せを選択していただいた分を充当させていただいております。昨年寄附いただいた分全額を今年度の各分野に充当しております。

次に、2番の今後の目標についてですが、昨年と同じ水準で5,000万円を目標としておりますが、返礼品や広報の充実を図りまして、さらに多くのご寄附がいただけるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 おはようございます。それでは3番の子育て支援および福祉に関する事業に対して、寄附いただいた意向を踏まえて保育料の完全無料化や、幼稚園、小学校、中学校の給食費の無料化についての中島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目に、保育園保育料の完全無料化を実施した場合、平成27年度の決算額を参考にさせていただきました。3,655万8,800円となります。

第2点目、第2子の保育料を無料化した場合、511万2,700円となります。

また、3点目の幼稚園、小学校、中学校の給食費の無料化を実施した場合は、教職員の給食費は除き、子供だけの給食費に対しまして3,473万1,732円の費用がかかります。また、多子世帯への支援、出産祝金の第3子以降の額を10万円にした場合ですが、既に昨年度から5万円を予算化しておりますので、平成27年度の実績でいきますと、第3子以降人数が15人ですので、追加で75万円となります。今後の予定につきましては、保育料は国の制度に基づいて、2人目は半額、3人目は無料としておりますので、無料化については考えておりません。

小学校、中学校の給食費に関しまして、一月300円の助成を行っております。給食費無料化につきましても、現在は考えておりません。多子世帯への支援につきましては、昨年、第3子以降の出産祝金を1人5万円にさせていただいたところですので、増額は考えておりません。

以上です。

中島議員 はい。

西澤清正議長 中島君。

中島議員 まず、自治体にお任せという分は、各分野に振るという形のお受けしましたが、気になったのは今年度の目標額の5,000万円、前年度と変わらないというところで、その根拠がよくわからない。やる意味があるんですかね、それこそ。普通の企業やったらそれを倍とか、ゼロ1個違うん違うかなというふうに思うんですけど、あまりやる気が感じられない。そのところの目標額の設定の見直しと、あと、給食費無料化、全体で3,400万円ぐらい、もし経費がかかるとすればですね。あと、保育料が3,600万円、第2子の保育料無料化が511万円ぐらいという形です。例えば、広報5月号を参考にしたら、子育て支援、福祉に関する事業、教育またはスポーツ・文化に関する、その他の各分野の事業、そういう形でざっくり7つの事業に分かれていると。そこにお任せ分を振り分けると。一応、子育て支援、福祉をとると、紙おむつ支援事業、福祉医療に関する事業、出産祝金、乳幼児、6項目ぐらいに分かれるんですけど、これはまず既存の、既にある事業ですよ。既にある事業にふるさと納税の寄附金を充てるというのは、かなり私としたらナンセンスだなと。新規の事業を新たに考えて、そこにしっかりと寄附額を投入すると。今後、高額な返礼品とかが規制されていくような傾向もあるけれども、そこは別に特に押し返せばいいのだと思います。全国的にもしそういう流れが出たら、要は寄附をされた方が、自分が寄附した寄附金がどのように使われているか、税金というのはなかなか不透明なところもありますので、しっかりとしたところも豊郷町は考

えていって、給食費無料化とか、保育料の無料化を前に出してやればいかと思ひます。

ほぼこの金額からいくと、1億円を目指せば、前年度の按分比率でいくと、子育て支援及び福祉に関する額が約3,300万円、自治体にお任せの分でいくと、約4,200万円ぐらいになります。1億円目指すんですよ。なぜ目指さないんですか。もう1つは、仮に今金額を出していただきましたけど、保育料、給食費、ほかは高齢者に係る分の福祉、高齢者福祉、そこに関する分も考えていただいて、そこに係る経費がはっきりしているかと思ひれます。それを積み立てた分が、今年度の目標額になるのではと考えるけど、それをしないとこの事業というか、しっかりふるさと納税の寄附金が使われない。要は、既存の事業に当てはめのスライドでは、何のためにやっているかということをしかりと考えるていただきたいというところで、今後、そのようなことを考えていかれることはあるでしょうか。答弁お願いします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えします。

1つ目の目標金額の5,000万円の再設定ということでしたけれども、先ほども申しあげましたけれども、当然、今年度につきましては、返礼品の充実や広報の充実を図りまして、さらに多くの寄附をいただくように努力をしております。ただ、今現在につきましては、当初予算のときに見込みました5,000万円ということで、昨年同額ということでさせていただいております。これにつきましては、そのときどきによりまして、大規模災害が起これば、そういう地域に集中したりとかということで、どこの自治体も減ったりふえたりするのが常ですので、とりあえず同じ水準でということできまして、今後、年度を進めていくに従いまして、上向きに増額で補正させていただければいいなど、こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

中島議員 はい。

西澤清正議長 中島さん、再々質問。

中島議員 今の答弁からいくと、豊郷町として目標額の設定ってほかの地域のことが背景にあるのかというふうに思ひんですけど、設定金額をしかりしないと、使ひ道もはっきりしないんじゃないのという話をしてしています。何に使うかということをはっきりして、それに向けてその目標金額を設定しないと、このように、この事業はスライド式の当てはめになってしまう。町として何か1つ、何でも

いいですわ。私の要望は給食費無料と保育料の無料と高齢者に係る福祉という形なんやけど、その金額の設定をはっきりして、そこに当てはめる金額は目標額になるんじゃないかと。何の目的もなく、この5,000万円というその根拠がよくわからないけれども、もう既に、多分今年度は、前年度の勢い以上に寄附額、結構あるじゃないですか。それを見据えてまだ5,000万円と言うということは、ちょっと前向きな考え方がないのと、納税された方にはっきり豊郷町はあなたの寄附金がこのような形でしっかり町に使われていますよという形で表さないと、当てはめのスライドではだめです。もう一度お聞きしますが、今後、給食費無料、保育料無料化を進めるに当たって検討する余地はあるのかどうかをもう1回、答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 1番、中島議員さんの一般質問にお答えいたします。

目標額の設定は、今年度当初予算にありましたように5,000万円、この不確定要素があるのは、やはりそれ以上はなかなか組めないというのが実情です。先ほど課長が答えましたように、やはり災害が起こると一極集中でそちらの支援の方に回るというのと、それと高額の場合、本町もありました。昨年度も寄附していただきました。その分がやっぱり自粛していかんなんというのもございます。それと、これはその地域を支援していこうということでございますし、豊郷町の財政状況が約40%ですから、そういった中でやはりこの財源をしっかりと確保していくというのが、このふるさと納税の仕組みだと思っております。それと、5,000万円と言いましても、それに返礼品ならびに諸経費と合わせますと、約6割強が消えていっている状況でございますので、5,000万円と言いましても、2,000万円弱ぐらいしか利益的にはならない。それでその分、企画振興課に人員を、人間を1人多く配置しますともう1,000万円を切れてしまうという状況でございます。しかしながら、この返礼品によって地域は活性化していくと、そういうことも言えますので、やはり地域の活性化にはふるさと納税というのは大変必要なものであります。それが議員おっしゃるように1億、2億、3億になってくれば、しっかりとやはりそういったものの計画も立てられます。しかしながら、いつ何どき没になるかもわかりませんので、このふるさと納税、市によると何十億減額になっているところもございますし、これがずっと永久に続くとも限りませんので、そこらも十分先を見通して、行政運営していかなければならない、こういう思いでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

中島議員 議長。

西澤清正議長 はい、次。

中島議員 それでは、次に、3回ではちょっと物足りんなという感じでしたが、行きます。空き家対策の現状と今後の予定はという形でお聞きいたします。

昨年9月、全員協議会において、空き家で子育て&インバウンド事業、豊郷町地方創生推進交付金事業を平成28年度から平成30年度の3カ年で計画しているということでした。以下の点について答弁を求めます。

1、平成28年度で空き家意向調査や空き家バンク構築を行うと説明がありましたが、この事業計画と現在の進捗状況。

2、昨年9月議会で空き家が109件という答弁がありましたが、現在の空き家の件数。

3、県が今年度予算で子育て世帯空き家リノベーション（改修）事業費補助金として予算を計上していますが、本町において補助金を活用する予定はないのか。

4、いわゆる特定空き家も町内にあると思うが、対策を進める必要がある。そこで本町での空き家対策協議会の設置、空き家等対策計画の策定、空き家適正管理に関する条例の制定、空き家改修支援や空き家除却支援等についての取り組み状況について答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 中島議員のご質問についてお答えします。

順番は逆になりますけれども、まず2番の空き家の件数について先にお答えしたいと思います。昨年9月で109件とお答えしましたけれども、その後、意向調査を行うに当たり、再度調査をしたところ、既に取り壊されているものが9件ございまして、現在把握しているのは100件でございます。

続いて、1番の昨年度の計画の進捗状況ですが、先ほどお答えした100件のうち、所有者不明のものを除いて90件を意向調査の対象といたしました。その90人に意向調査票を発送しまして、52件、57.8%の回答をいただきました。その後、回答の中で、空き家バンクへの登録に前向きな9名の方を訪問、それから関東にお住まいの方1名には郵送で追加の詳細なヒアリングを行いました。空き家バンクについては、ホームページのひな形等の作業は完了しております。しかし、運用開始に当たっては、その空き家が所在する集落自治会への説明や協力も必要となることから、秋の区長会で各区長に説明を行う予定をしておりまして、その後、空き家の登録を開始したいと考えております。



また、滋賀県建築士会と滋賀県宅建協会が設立された滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会にも助言や協力を依頼する形で、トラブルの防止ができ、運用もスムーズに進むと考えておりますので、そちらとの調整も行いたいと考えておりますので、本格運用はその後に行いたいと考えております。

次に、3番と4番ですが、県の子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金については、補助の要件として、空き家等対策計画を策定した地域であって、空き家バンクを通じて取得した家屋となっておりますので、本町の状況では現在は要件を満たしません。空き家バンクについては、先ほどお答えしたとおりですので、今後は空き家対策協議会の設置や対策計画の策定も含め、補助金を活用できる環境を整えていきたいと考えております。

4の特定空き家についても、先ほどお答えしたとおりですが、特定空き家といえども、あくまでも個人の資産であり、そこに公金を投入することで、ほかの所有者や、また固定資産税の面などどこに影響が及ぶか慎重に検討が必要と考えますので、その点もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

中島議員 はい。

西澤清正議長 中島君。

中島議員 空き家に関して一般質問させてもらうのは、私でもう3回目です。昨年109件、取り壊しがあって100件、実質空き家は増えていないというふうに思いますが、何回も言っているように、今後、増えていく傾向は、必ずひっくり返るといふふうに思っております。秋以降の空き家バンクの構築と、各区への説明があって、それをリノベーション、本当は滋賀県の子育て世帯の空き家リノベーションは、それを構築した上で、豊郷町は参加というか、前向きに考えるというふうに受けとめていいですか。そういうことで、それをもう一度答弁をお願いしたいのと、その中で、滋賀県との、後はリンクです。空き家バンク構築と滋賀県とのリンク、人口も減少してくる中で、しっかりと空き家を周りで活用して、豊郷町は18歳未満の医療費無料化とか、いろいろありますが、それプラスアルファでいろいろ考えていただいて、人口を豊郷に向けていくというふうな感覚で最終的に考えていただきたいというふうに思っていますが、滋賀県の子育て世帯空き家リノベーションは、空き家バンク構築、秋以降は考えてもらえるかどうか、答弁をお願いします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、その補助金を受けるためには、空き家バンクを通じて取得した建物で、その地域、要は町に空き家対策計画等を策定してあるということが前提条件になります。先ほどもお答えしましたがけれども、今後は空き家対策協議会の設置とか、計画の策定も含めて、補助金を活用できる環境を調べていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

中島議員 はい。

西澤清正議長 中島君。

中島議員 前向きに考えていただけるということで、しっかりと取り組んでいただければと思います。

今の話の流れからいくと、豊郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、他府県、他市町からの転入促進という形にリンクする、引っかかるような感じもするんですけど、それを踏まえて、どれぐらいでそれを実現するに当たって、今年度中にそれをしっかりと計画実行されるかどうか、もう一度、よろしくお願いします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えします。

空き家バンクの方につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、今年度下半期にはというふうに思っております。また、もう1つの条件であります対策計画についてですけれども、それもなるだけ早期にはと考えておりますが、現在のところ、具体的な期日をお示しできる段階ではありませんので、なるだけ早いうちにとということで考えているということで、ご理解をお願いします。

以上です。

西澤清正議長 次に、鈴木勉市君の質問を許可します。

鈴木議員 はい。

西澤清正議長 鈴木君。

鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、副町長の選任について、町長に答弁を求めます。村西前副町長の3月末での退任に当たり、3月議会での質疑の中で町長は、副町長について新しい人材の発掘も、そのときは6月議会にでもと答弁されていますが、その後どうなったのか明らかにしていただきたいと思っております。

引き続き、国保の引き下げについて町長に質問をいたします。3月議会で、

来年度から国保の運営が県に移管されるに当たり、県の試算では、豊郷町では平均保険料が2,551円下がるということが示されていますが、しかし町長は、私は多分上がる可能性があると思っていますと答えられています、その根拠を明らかにしていただきたい。

2つ目に県に移管する際、基金がどうなるのか説明を求めます。

3つ目に豊郷町の公金管理について町長に質問をいたします。近隣の町職員による公金着服、逮捕のニュースが新聞、テレビなどで大きく報じられていますが、豊郷町の公金管理について、3点質問いたします。

1つは、現金授受を行っている部署を明らかにしていただきたい。

2つは、現金授受の具体的な手順を説明をお願いしたい。

3つ目には、現金授受の際、領収書はどこから誰の領収書を発行しているのか明らかにしていただきたいと思います。

4つ目は、仮称豊郷町空き家利活用計画（U&A）の策定を提案いたします。U&Aというのは、利活用を英語で調べましたところ、ユーズアンドアプリケーションとありましたので、U&Aといたしました。空き家問題は、豊郷町でも大きな政策課題になっていますが、豊郷町では空き家対策について、企画振興課、保健福祉課、産業振興課がそれぞれの立場で取り組んでいます、まちづくりの観点に立った仮称豊郷町空き家利活用計画（U&A）の策定を提案いたしますが、まず、現在の空き家対策のそれぞれの各課における取り組みの状況を明らかにしていただきたいと思います。

次に、インバウンド事業について、町長に質問いたします。1つ目には、平成29年度主要施策には、インバウンド事業の開始に当たり、宿泊施設の整備に補助金を支出するとありますが、具体的な計画を明らかにしていただきたい。

2つ目には、訪日外国人向け日本体験ツアーのツアーの造成の委託を行うとされていますが、委託をするための、町としてどのような委託計画案を持っているのか、説明を求めます。

最後に、町長ならびに教育長に、バンガローの解体などのこれまでの議会答弁がどうなったのか、質問をいたします。

これまでの議会答弁などのうち、次の3点についてどうなったのか、明らかにしていただきたいと思います。

1つは、バンガローの解体と跡地利用計画についてであります。

2つは、スポーツ推進委員の報酬がどうなったのかであります。

3つ目には、日栄小のグラウンド用地をどうするのか。

以上について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。副町長の選任についてでございます。

提案するに至らなかったということでございます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、おはようございます。私の方からは、引き続き国保の引き下げを問うというところのご質問にお答えしたいと思います。

まず、保険税の上がる可能性につきましては、前回、県の提示された試算結果は、平成28年度のその当時の現状における試算であったため、実際の平成30年度以降の確定の資産状況とは変わってくる可能性が高いというものでございます。実際に年々医療費の総額は上昇していること、また税の平準化を進めていく中で、本県は県下でも1人当たりの税額が最も低いことなどの要因から、現在よりは上昇する可能性もあるとの見解だと考えておるところでございます。

また、基金に関しましては、各市町の保有する基金は、広域化後も各市町での管理をするものだというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

会計管理者 議長。

西澤清正議長 馬場会計管理者。

会計管理者 8番、鈴木議員の豊郷町の公金管理を問うについてのご質問にお答えさせていただきます。

①の現金授受を行っている部署につきましては、手数料等を含め、金額の大小にかかわらず、議会事務局を除く全ての部署において現金授受は行われております。

②の現金授受の具体的な手順につきましては、会計室に届けられる現金は、各課窓口に来庁され、納付される各種諸証明等の手数料やコピー代、また施設等の使用料でございます。これらにつきましては、それぞれ各担当課で管理のもと、速やかに伝票と現金を会計室に届けるよう処理されているところでございます。また、毎月発行している税や家賃等の納付書につきましては、口座振替やコンビニ収納等はふえてはおりますけれども、現金での納付もまだある状態でございます。現金納付の人は納付書を持参し、会計室で納めていただいております。

③の現金授受の際の領収書発行につきましては、基本的には会計室での発行でございます。しかし、この4月から始まった水道事業会計につきましても、会計室の窓口で納付していただいております、水道事業会計としての領収となっております。

以上です。

企画振興課長

はい。

西澤清正議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

鈴木議員の、仮称豊郷町空き家利活用計画、U & A計画の策定を提案するにお答えします。

企画振興課としましては、先ほど、中島議員のご質問にお答えしたとおり、現在は所有者への意向調査も終了し、空き家バンクの運用に向けて作業を行っているところでございます。また、保健福祉課で所管しております空き家を活用した高齢者のコミュニティー事業につきましては、先の区長会で地域コミュニティー拠点事業事業費補助金として説明を行い、下半期から実施できるように準備を進めているところでございます。

最後に、産業振興課のインバウンド事業につきましては、訪日外国人を受け入れる準備は行っておりますが、詳しくはこの後のインバウンド事業を問うの部分で、産業振興課の方からまとめてお答えさせていただきますので、ご理解をお願いします。

以上です。

産業振興課長

議長。

西澤清正議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

鈴木議員のインバウンド事業を問うのご質問にお答えいたします。

まず、①のインバウンド事業の具体的な計画についてですが、昨年度、豊郷学区の空き家を改修いたしましたので、今年度は日栄学区の方で空き家を選定し、宿泊施設としての改修を考えております。具体的な補助については、空き家の状態等によりますが、宿泊施設として活用するための必要な整備を考えています。

続きまして、②の訪日外国人向け日本体験ツアーの委託の計画についてですが、現在、町内でサークル活動等をされております茶道や書道、また生け花など、日本文化の体験を組み入れた宿泊ツアーの造成と、またツアーの造成に伴う外国語版のパンフレットやチラシ、観光マップの作成を考えております。

以上です。

社会教育課長

議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目、バンガローの解体と跡地利用計画について、2番目、スポーツ推進委員の報酬についてお答えいたします。

1番目のバンガローの解体と跡地利用については、現在、解体は本年度末か来年度に取り壊す計画で進めております。取り壊した後の利用計画につきましては、スポーツ公園全体において利活用していただくような施設にするため、現在協議中でございます。

続きまして、2番のスポーツ推進委員の報酬につきましては、スポーツ推進委員の活動の場の広がりや、県下市町の状況を踏まえまして、自主的な活動実績に基づく報酬とすることを、来年度、スポーツ推進委員の更新が、スポーツ推進委員は2年で更新するようになっておりますので、来年度からの報酬の変更を考えております。

以上でございます。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、日栄小学校グラウンド用地についてのご質問にお答えいたします。

日栄小学校グラウンド用地については考えておりません。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 次。再質問。

鈴木議員 それでは、順次再質問をいたします。

まず、副町長の選任についてですが、人選に至らずということでしたが、4年前に副町長の選任議案が提案されました際に、私は豊郷町にどうしても副町長を置かなければならない理由がないことや、2つ目には副町長の年間給与が約500万円にもなり、その分で大卒の新規採用者が2人採用できること、3つ目には、3月に定年退職される方が、どなたであれ副町長に就任することは、町民から見れば、それはやっぱり天下りだと認識し、町民の理解が得られないのではないかというふうなことから、副町長の選任に反対をいたしました。その立場は今も変わっておりません。先ほどの答弁は人選に至らずということでしたが、これからも人選を進められるのかどうか、明らかにしていただきたい。この際、副町長の人件費が約500万円予算化されていますが、その副町長の、例えば500万円を、副町長の選任をやめて一人親世帯の給付型大学資金を創設するための基金として積み立てていく、有効に活用していく

というふうなことも考えたらどうかと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

私は、副町長は必要だと思っております。ただ、選任に至らなかった。ただ、ご意見として鈴木議員の考えは聞いておきます。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 次の質問に行きます。

西澤清正議長 どうぞ。

鈴木議員 次に、国保の引き下げですが、基金ですが、基金は引き続き、先ほどの回答で各市町が管理することになり、それぞれの各市町の判断でその基金を使うことができるということです。3月議会で申し上げましたが、1つは、今、3月末現在のうちの町の基金が、約3,900万円ありますから、保険料が下がれば、この基金の激変緩和措置も必要ないので、引き下げを考えたいという答弁だったと思いますが、その具体的な活用をどのように検討しているのか明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、先ほどの保険料の上がる根拠ですが、3月議会で示された2,551円低くなるというのは、県が示した平成29年度の保険税額の予測値、第2次分だったというふうに思います。今、県はパブリックコメントを行っておりまして、3つの資料を公開しております。私もそれを、資料を取り寄せましたが、それによりますと、市町村ごとの保険料を策定する際の試算の根拠の1つに、所得水準を考慮、所得水準ならびに医療費水準を考慮するというふうになっています。うちの町は所得水準が非常に低いというのは、前から示してまいりましたが、今現在で国保世帯の我が町の所得水準がわかっているならば、お答えを願いたいというのが1つです。

それから、今年の5月26日、滋賀県庁の北新館で行われました国保都道府県単位化滋賀での到達状況の報告会で、県の担当、医療保険課の参事がいろいろ報告されていまして、その中で、滋賀県では市町の方から統一国保料にしてほしいという意見が出されたというふうなこともお話をされているんですが、うちの町はどういう態度をとられたのか、まず、料金を統一してほしいというふうな意見を出されているのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、基金の活用についての判断でございますけれども、基金、おっしゃっていただきますように3,000万円台の基金がございますが、この件につきましては、来る広域化に伴い、保険料の増減に、そのときの激変緩和と申しますか、万が一保険料が上がった場合の県から示された額の部分で、急激な保険料の増加に伴い、そこに支援なり活用していきたいというふうに考えておるところでございます。現在は今後の試算結果の状況を見ていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、1人当たりの所得水準でございますけれども、27年度の所得水準、1人当たりの調定額を見ておりますと、7万7,302円でございます。これは、県下でも最も低いところでございます。ちなみに県下の平均は9万3,700円ということでございます。一番高いところだと、栗東市の11万円というふうになっておるところでございます。

それと最後に、県下の国保税の統一化につきましては、本町につきましては、いきなり今の現状を申し上げましたとおり、7万7,000円から、例えばの話ですけれども、統一化になりますと平均となった場合は9万3,000円となると、一気に1万5,000円近い増額になってはということで、もちろん統一化については、私も堂々と反対の意見を申し上げたところでございますし、その部分については、何らかのこういう本町の現状を今後も引き続き理解していただけるような方法にということで、意見を述べたところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 国保の都道府県化に当たって、国費が3,500億円が投入されることになっております。初年度は一応、国の計画では1,700億円ということになっておりますが、まだ国の方からそういう意味では具体的な額が示されていませんから、国からどれだけ投入されるかによって保険料が下がっていくというのは、私はそれはそれで理解を求めますが、それでも改めて保険税が下がった場合には、国保税の引き下げを行うことを求めておきますが、回答をお願いしたいと思います。

最後に、3月議会で町長の方から、もし仮に下がった場合ということですが、行政の妙というか、アイデアで軽減を図れる方法があるかないかは勉強していきたいというふうに答弁をされました。先ほどの基金の使い方等を質問いたしましたが、9月議会では具体的な行政の妙、アイデアについて議論をしたい、行政の方からもそのアイデアや議論について提案をしていただきたいというこ



とを求めますが、回答をお願いいたします。

以上です。

**伊藤町長** 議長。

**西澤清正議長** 町長。

**伊藤町長** 鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど、課長がお答えしておりますように、実際、保険料がどのように設定されるかわかりません。課長が申しましたように保険料の差、そしてまた保険料の算出方法、圏域での保険料ということ、そしてまた県が、この前、第2回目で出しましたのは、医療費の伸びが近年に近く、高くない状況、そしてまた、高齢者交付金が高い推計でされたということで、算出した人間が低い保険料になったということをおっしゃっております。そういった状況を勘案しますと、しっかりとこれ、8月ですか、3回目が出ると思います。そういう中で、しっかりと議論するまでには、私はまだ至らないと思うんです。実際、下がればそんなものは喜んで、鈴木議員や議員の皆さんとこれどうしましょうというふうに議論をさせていただきますけれども、そこまで皆さん、ちょっと我慢していただきたいと思っております。できたら下がったらいいなとは思っております。ただ、言うておりますように、これからの医療費の伸び、それと町民の中で下がる人と上がる人がある可能性もあります。そこらもありますから、一概に平均2,500云々となって、「こんな下がる言うてたのにわし上がったがな」と言うて怒られる可能性もありますので、十分な県の方にも、数値の方の提示には慎重にするようにということで、4月17日の町村会の会議のときに、担当者の方に言ったところがございます。

以上です。

**鈴木議員** 議長。

**西澤清正議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 公金管理について質問をいたします。

先ほどの会計管理者からの回答で、まず議会事務局を除く全ての部署で現金授受が行われているということが報告がありましたが、具体的には各課で処理をしているということでありましたので、議会事務局を除く各課の方から、まず具体的にどのような処理をしているのか、各課から報告をお願いいたします。現金授受をしているところもあるということでもございましたので、各課から具体的にどういう処理をしているのか、各課から報告をお願いいたします。その際、各課長にその処理は何に基づいてそういう処理をされているのか、やっぱり行政は法の担保が必要でありますから、何に基づいてそういう処理をしてい

るのか、各課長から答弁を求めます。

3つ目は、現金を受け取ることがあるという管理者のお答えでありましたから、先ほどの会計管理者のお答えでは、基本的には会計管理者の判こを押しているということでしたが、現場でのやりとりもあると思いますから、現金を受け取った際の領収印は誰の領収印を使っているのか、各課から答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、総務課の関係で現金を扱っている場合がございますが、まず、開示請求等に伴うコピー代を取り扱いをしております。これは、開示請求は当然条例に基づくものでございますし、コピー代につきましても、条例等によって決められた金額ということでございます。この処理については、納付書をその場で作成しまして、納付書と現金を会計室の窓口で、その時点で納めていただいているということです。後の処理については、当然、会計の処理になるということでございます。

それともう1点は、私のところの課では、滋賀県の市町村交通災害共済の掛金がございます。これも一旦預かりますが、これにつきましても、加入申込書、県加入者台帳に領収印を押印して、住民の皆さんに、お支払いされた方にお渡しするんですが、これもこの加入申込書と現金を合わせて会計に、その時点で預けて処理をしているというものでございます。

以上です。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、鈴木議員からの、公金管理の具体的な基準についての各課からということでございますので、人権政策課では家賃、駐車場使用料、新築資金の3種類の公金を取り扱っております。口座引き落としやコンビニ収納で収納いただいておりますが、それ以外に集金等を行う場合には、事前に収納金額等を確認した上で、収納金額に見合う納付書を作成して、常に2名体制で集金にお伺いするようにしております。また、集金時間等で夜間、夕方等になる場合もございますので、そういう場合には、まず当課で領収印を押ささせていただいて、その後、翌日に会計室に収納しているところでございまして、週末の場合には、週明けの月曜日に会計室に収納するようにしております。

以上です。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 企画振興課といたしましては、相乗りタクシーのチケット代の現金のやりとりがございます。これにつきましては、窓口に見えられたら現金を預かりまして、その場で伝票を起票しまして、会計室に持っていくというような処理を行っております。

以上です。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 すいません。鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

税務課からですが、うちの税務課といたしましては、税目の税金なんですけど、現金授受、領収書の発行については行っておりません。窓口に来られた納税者に関しましては、会計室の方に誘導しております。

あと、諸証明の発行手数料につきましては、日々日計とレジを突合しております。

以上です。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

教育委員会では、学童保育の保護者の負担金と保育料、給食費等がございます。学童の関係なんですけども、各児童クラブの責任者の方が、集めた集金袋を教育委員会に持ってこられます。それを学童の担当者とこちらの担当者が、集金の額等を確認、チェックして、それを収入伝票を起こし、会計の方に随時持っていくようにしております。保育料に関しましては、ほとんどが口座振替でありますけれども、納め忘れの分等がございます。たまに保護者等が来られる場合があります。その場合は、納付書を作成し、申しわけないけれども会計室に行ってくださいというふうに、納付書と現金を持って会計室に行ってもらうようにしております。施設使用料等は、随時収入伝票を起こしまして、随時、会計室に持っていくようにしております。保育料、保育園の一時保育の利用料に関しましては、利用日にその日に保護者さんから集金し、その日に会計室に持っていくようにしております。

以上です。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 失礼します。鈴木議員の公金管理を問うの質問にお答えをいたします。

上下水道課では、ご承知いただいておりますように、水道料金と下水道の使用料と、この2つについて扱っております。担当課の方としましては、水道の移行の際にもご説明をさせていただきましたように、現金は扱わないということで進めております。しかしながら、実際には窓口で現金を持ってこられる方というのはおられます。そういった場合につきましては、納付書とご本人さんと一緒に会計室まで行って納めていただくという方法が1つ、もう1点につきましては、どうしてもそこまで行くのがしんどいという方もおられますので、その際にはカウンターのところでお待ちいただいて、職員が会計室まで届けて、また領収を持ち帰って本人さんにお渡しするといった方法をとっております。

それと、もう1点ですけれども、領収印につきましては、下水道につきましては特別会計ということで、会計管理者の領収印を押していただくと。そして、水道事業会計につきましては、請求者が管理者でありますので、管理者の領収印を会計室で押していただいて、そしてお渡しをするといった方法をとっております。

以上です。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

地域整備課では、土地改良の事務を委託して行っております。ですので、土地改良の賦課金の現金授受をしております。ほとんどの組合員につきましては、銀行振込ではございますが、現金の方も若干おられます。豊郷町土地改良会計規則に基づいて現金の授受をしております。領収印は、豊郷町改良区の領収印を押しております。現金を持ってこられた場合は、速やかに領収し、農協の豊郷支店に預けております。

以上です。

産業振興課長 はい。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

産業振興課では、ちょっと公金と言えるかわかりませんが、豊郷町特産物振興協議会の会計を持っておりまして、あまり現金に触ることはないんですけれども、イベント等での物品の売り上げ等がちょっとありますので、そちらの方を次の日に即、通帳の方に入金するという形をとらせていただいております。特に領収書等はないんですけれども、売上票等で管理の方、させていただ

いております。

以上です。

社会教育課長

はい。

西澤清正議長

秋尾社会教育課長。

社会教育課長

教育委員会、社会教育課から公金の取り扱いについてご説明申し上げます。

社会教育課では、主に施設、ホールならびに公民館施設の使用料を取り扱っております。これにつきましては、使用したその日にお支払いしてもらうということはできませんので、何を使用したかというのがメインになりますので、貸し館が終わった後、精算して利用者にご請求申し上げて、口座振り込み等でお支払いいただいております。あとは、コピー代等をたまに預かります。そのコピー代につきましては、預かった時点で早急に会計室の方へ納めるようにいたしております。

以上です。

住民生活課長

議長。

西澤清正議長

長谷川住民生活課長。

住民生活課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

住民生活課といたしましては、住民票や印鑑証明等の発行手数料がございまして、それにつきましてはレジがありますので、レジの方のレシートの方を住民さんの方に渡させてもらっております。そして、毎日夕方に精算いたしまして、翌日に伝票を起票いたしまして、会計室の方へ持っていております。

また、それ以外にも、狂犬病予防法に伴います狂犬病の注射の手数料とかがございまして、それはその都度伝票を起票いたしまして、会計室の方へ持って行っております。

そして、あと、住民生活課の方ではごみ袋の販売をしております。ごみ袋につきましては、燃えるごみ袋につきましては歳計外ということにして、燃えないごみ袋については一般会計ということにさせてもらっておりますけども、領収書につきましては、住民生活課長の領収書を発行させてもらっております。そして、1週間ごとに伝票を起票いたしまして、会計室の方へ持っていております。

以上でございます。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

保健福祉課としましては、現金を取り扱いさせていただきますのは、生きが

いデイの利用料ということになっております。これにつきましては、社会福祉協議会の方、生きがいデイで利用された方々の集約をして、明細をつけた上で、うちの課の方に届けていただきますので、当課ではそれをもとに収入伝票を起す行為をしております。そのまとまったお金と収入伝票を持って会計室に届けるということで、料金につきましては、利用料1回600円と設定が例規で決まっておりますので、それに基づいてらせてもらっているところです。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、医療保険課の現金の授受の関係につきましてお答えいたします。

本課では、まず、介護保険・後期高齢者医療の集金の部分でございます。この分につきまして、夜間ご連絡をさせていただいて、現金を集金に行きますと、預かり証というものを発行いたします。保険料、金額等を明記いたしまして、担当事務吏員の名称、印鑑、割り印をいたしまして、預かり証を本人に手渡し、そのときに本人様に納付書の控えは、正式な納付書は別途発送させていただく旨を伝え、また預かり証はその時点で無効になりますというふうなことでございます。また、その預かってきたお金につきましては、夜間ということがほとんどでございますので、会計室が閉まっておりますために、預かり証や現金とともに1日保管をいたしまして、翌日、会計室に現金と納付書を作成いたしまして、納付書とともに渡し、そのときの領収書を本人様に発送するというようなことをしております。

また、保健部分では、がん検診等の自己負担金を受け取っておりますが、そのお金につきましても、保健師が領収書を発行し、会計管理者のお名前で、領収印はこちらの領収と書いた印鑑を押させていただき、日付、事業名、金額を記載し、その金額とともに会計室へ預けて調定伝票を起こしておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 はい。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず1点は、今各課から報告いただきましたが、非常に各課で取り扱いが少しずつ違うようでありまして、領収書の発行もそれぞれ違うようでありますので、これ、総務課になるかどうかわかりませんが、一覧表を作成していただいて、提出をお願いしたいと思いますが、どの課に質問したらいいのかわかりま

せんが、総務課になるのかなと思いますので、総務課長の方から答弁をお願いできたらと思います。

それから、私が2つ目の質問で、その処理を何に基づいて処理をしているのかという質問をさせていただきましたが、どなたからも回答がありませんでした。1つだけ地域整備課の方から、土地改良については土地改良組合の会計規則、これに基づいて処理をしているということでありましたが、肝心の我が町の処理が何に基づいて処理をしているのか、どなたからも回答がございませんでした。よく見てみますと、財務規則に現金授受についての取り決めというか、定めがありません。一度見てみましたが。この質問をした理由は、皆さん、それぞれご理解を願えると思いますので、提案ですが、今なお、現在財務規則には、現金授受の具体的な処理方法について定めがありません。今、例えば、領収書も担当事務吏員の領収書を発行されているところや担当課長が発行される、いろいろでした。そこでこれは、先ほどの土地改良の会計規則ということがありました。現金授受に関する内規というか、規則というか、そういうようなものを作成してはどうかということをご提案したいと思いますが、回答を求めます。

それから、これは誰に質問していいのか、財務規則第4条では、徴収または収納の委託には、私人に歳入の徴収、または収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、収納事務委託契約による契約をしなければならないと定められています。今、税務課に徴収員が設置されていますが、この財務規則に基づき、このような収納委託契約を締結していくのかどうか、これは総務課長に質問した方がいいのかわかりませんが、回答をお願いしたい。財務規則の第4条でそう定められております。

最後に、財務規則では出納員が、役目がありますが、私の記憶でも、これは総務課長にお尋ねしているんですが、分任出納員の辞令を発行されている。分任出納員の辞令を発行すれば、当然、現金授受ができるわけですから、今現在、我が町、本町で分任出納員の辞令を発行されているのか、また、その場合は、分任する出納員の辞令を受けている職員を明らかにしていただきたいと思いません。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。数多くの質問を聞いたわけですが、まず、順序がいろいろになるかもわかりません。

まず、財務規則第4条におきます分任出納員につきましては、現在、辞令は16名をしております。内訳をはっきり申し上げますと、税務課で6名の分任出納員、上下水が5名、それと教育委員会が2名、住民生活課が1名、人権政策課が2人ということで分任出納員を出しております。これは、従来からの考え方ですが、当然、現金を窓口で受ける場合については、その時点で処理しますので、それは職員として当然行う業務でございます。この分任出納員の考えた方としましては、滞納整理がやはり主だという、以前はそういう考え方でもございました。滞納整理本部もありましたので、その段階で分任出納員ははっきりしていたということです。

それと、各課に全て置いていないのは、一応、現金の取り扱い責任者という考え方で分任出納員という位置づけでございますので、その現金を預かった場合については、分任出納員が掌握するということの理解でお願いしたいと思います。

それと、根拠の回答がなかったということでございましたが、私は回答を申したつもりですが、聞き取っていただけなかったんだと思いますが、開示請求については、条例などの規則に定めております。1枚幾らというふうに設定しておりますので、当然、それで行っております。各課につきましても、当然使用料ならびにそういった手数料については、規則なりに決められておる部分がありますので、それで従って徴収をしているというものでございます。

それと、一覧表をどうのこうのというお話ですが、今、各課の方から答弁した内容について、整理は一定できますので、同じ内容になりますが、それでいいのであれば、当然、一覧表については可能だと思います。

それと、徴収員につきましては、実務については、この後税務課長の方からお答えをいただきたいと思います。私、直接は契約は聞いてはおりませんので申しわけございません。

以上でございます。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 すいません。鈴木議員の再質問にお答えいたします。

徴収嘱託員ということで、集金の方については、徴収員証というのを提示して、税務課で発行した納付書にて集金をしております。先ほど言っていました契約の方なんですけども、契約の方についてはしておりません。

以上です。

鈴木議員 議長。



西澤清正議長 鈴木君。

鈴木議員 特別にもう一度、再々質問を許可願えますか。

西澤清正議長 はい。

鈴木議員 先ほど申し上げましたが、財務規則第4条にはそうなっているんです。会計管理者と協議して、私人に徴収する場合は委託契約を結ばなければならないと。今、税務課長は非常に正直に、率直に結んでないというふうにお答えいただきました。それはそれで私はいいと思うんですが、これまで徴収員はさまざまな形で議会でも質疑がありましたが、私はやっぱり、だからこそ、この財務規則に基づいてきちんと処理をします。このことがやっぱり、特に税務については行われていないと、近隣町で行われているようなことを含めて、うちの町は大丈夫かという町民の信頼に応えることはできないという立場で質問させていただいたのですが、やはりこの際、委託契約を締結すべきだと思いますが、これは町長にお伺いしたらいいかどうか分かりませんが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

きちっと契約書を結んで、これからしっかり事務に当たってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 はい、次。

鈴木議員 次にいきます。次に、空き家のU&A計画を策定してはどうかという問題について質問をさせていただきます。

最近、実はこういう質問をいたしましたのには背景がありまして、ある町民の方から、非常に生活に困っておられまして、住宅を探してほしいというご相談がありました。私もどこかあきはないかな、安いところはないかなといういろいろ探していたんですが、なかなかなくて困っていましたところ、ふと、ああ、この家あいていたんとちゃうかなということで、心当たりの空き家がありまして、だめもとで打診をさせていただきましたところ、話がとんとと進みまして、結果的にはその空き家を譲っていただけるように、売却していただけるようになりまして、もうそこに今住んでおられるんですが、非常に喜んでいただきました。そういう体験から、そのときに思いました。町内に空き家がどれだけあって、売却希望をされているのか、賃貸希望なのか、まあ、さまざまだと思いますが、そういう意向がわかる資料があれば、町民でもいいし、探してもいいのになと思ったのが、この質問をしたきっかけであります。そういう意

味で、先ほど申し上げましたが、U&A、ユーズアンドアプリケーション、豊郷町の利活用計画を策定してはどうかということをご提案させていただいたというのを、まず申し上げておきたいと思います。

1つは、先ほど空き家の実態とそれぞれの取り組みが報告されましたが、空き家については5年ごとに行われる住宅土地統計書、直近は平成25年ですが、ここでも実は、空き家が統計上出されているので、私も見ているんですが、この直近の平成25年度の土地統計書における空き家の種類と比較して、うちの町が今どうなっているのか検討されていればお答えを願いたい。この平成、わざわざ調査しなくても、この土地統計書で実態が5年ごとに明らかになっているはずですから、その点、比べて今はどうなのか、お答えを願いたいと思います。

2つ目には、金沢市が平成28年3月に金沢市空き家等管理活用計画というのを策定してございまして、その目的を、空き家等を積極的に活用することで、地域コミュニティの活性化を図り、本市の魅力あるまちづくりの推進に資するとされてございまして、基本的には同意ができるんですが、私もそういうまちづくりや地域コミュニティ活性化の観点から提案をしたいと思います。

1つは、先ほどの同僚議員の回答にもありましたが、同じ意向になるかもしれませんが、空き家対策を総合的に進めるために、まずは町内に仮称ですが、空き家利活用推進本部というのを設置したらどうかということをご提案いたします。

2つ目には、先ほど申し上げました賃貸、売却などの希望別、種類別など、空き家の管理表をつくることを提案いたします。

3点目は、この近くに県立大学や聖泉大学がありますから、そういう大学との連携したプロジェクトを検討してはどうかというふうに思います。既に横浜市立大学では金沢区と連携して、空き家の利活用計画をプロジェクトでやっているということがございますから、うちの町にはその先例があるわけですから、この際、県立大学や聖泉大学とのプロジェクトを、協働プロジェクトの連携を考えたかどうかということをご提案いたします。やはり、これが成功するかしないかは、町民も参加する委員会を設置をしていくべきではないかというふうに思います。回答を求めます。

以上です。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

鈴木議員の再質問にお答えします。

最初にご紹介いただいたエピソード、売買の検討につきましては、先ほど、中島議員のときにもお返事を申し上げました空き家バンク、あれがまさにこれにぴったり合致する取り組みであろうかというふうに考えておりました、それにつきましては、先ほど申し上げたとおり、下半期には何とか本格運用をということで、現在準備を進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、統計の方につきましては、申しわけありませんが、私の方も具体的な数字は今現在把握しておりませんが、本町におきまして把握しているさっきの100件というのは、各町の自治会から上がってきたものに加え、町独自で調査したものでありますので、より実態に近い数字を把握できておるのではないかとこのように考えております。

あと、最後に県立大学や聖泉大学との協働や町民の入った委員会の設置につきましては、今後、空き家対策協議会の設置を行っていくことになろうかと思っておりますので、その際には、人選の方でどういうメンバーがいいのか、そこで検討させていただいて、もし入っていただけるようなら入っていただいてもいいのかなというふうに考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木君。

鈴木議員 私は名称はどうでもいいと思うんですが、ただ、空き家対策協議会というのは非常に狭い対策ですから、対策はあくまで対策なので、私が提案しているのは利活用、もっと幅広いまちづくりの観点からの協議をお願い、やるべきではないかということ提案している。対策はあくまでも対策です。対策は対策で終わるんです。そうではなしに、私が提案をしているのは、学生が住む町、元気な町、そして高齢者が元気な町というのは、私はこれからの豊郷町のまちづくり、町の発展には必要なグランドデザインではないかというふうに考えているんです。先ほど提案いたしました対策協議会の話、ぜひもっとまちづくりの観点から利活用を進めていく、そういう観点からの協議会の設置をお願いしたいと思うんですが、そのためには、1つは、私も最近よく見かけますが、町内に居住している、例えば女子大学生か何かたくさん自転車で行かれます。今、町内にはどれほどの大学生の皆さんが居住しておられるのか、まずこの実態の把握を進めてほしいということと、それから、先ほど9月以降になるということでしたが、今、空き家を利用した高齢者の活用の実態がどうなっているのか、このことを、実態の把握をお願いすることを提案し、名称についても、まちづ

くりの観点から決めていくべきだと思いますが、回答を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

議員ご提案いただいたU&A計画、名称の如何にかかわらず、当然、空き家対策計画の中では、もちろん利活用できる部分も話し合う必要があるかと思えます。

あと、大学生、高齢者につきましても、昨年の推進交付金の事業で、今年度からリノベーションして活用していくというふうに計画もしております、準備が進んでおるところですので、今後、順に活用していくことになっていくと思えますので、ご理解をよろしく願います。

鈴木議員 これ、実態を把握してくれる、大学生がどれだけ住んでいるか、実態把握をお願いしたいと思えます。

企画振興課長 実態把握につきましては、当然、議員ご承知のように、NPOさんがリノベーションされたおうちに住んでおられる方もいっぱいおられますので、聞き取りを行えば、把握も容易かと思えますので、また聞いておきたいと思えます。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 はい。

鈴木議員 次、インバウンドについて、先ほど、今年は日栄学区の方で改修したいとか、日本文化云々の話がありましたが、私は全く違う観点から質問いたします。最近、本町が多いのは、事業をするに当たって、コンサルに委託をして事業をするというやり方が多いですが、本当にそのやり方でこのインバウンド事業が進展するのかどうかという観点から質問をいたします。

1つは、これは誰からでもわかりますが、幾ら宿泊施設を整備したとしても、外国の方が来てくれなくては、これは何にもなりません。結局、何と言いますか、一般的な言い方をすれば投資倒れ、無駄遣いになる可能性が高いと言わざるを得ません。現状では、まず1カ所施設があるわけですから、その施設の活用をどうするかというのが、私はまず先ではないかと思えます。その点で無駄遣いにならないためにも、宿泊施設の整備は当面凍結してはどうかということをご提案いたします。

2つ目には豊郷の魅力が一番知っているのは、豊郷で居住し、豊郷で勤務をしている方なんです。現在豊郷には例えば7カ国、約150人の外国籍の方が居住しておられます。豊郷に来られた外国、多言語の方にどう対応するか、例

えばこの方から募集をして、そういう通訳とかに当たっていただければ、雇用対策にもなると。7カ国、150人おられるわけですから。そういう観点から、私は委託をやめて、幅広い町民が参加して、自前で計画をつくっていくということが、今、この事業で一番求められているのではないかと思うのですが、見解を求めます。

まず、取り組むべき優先課題というのは、いかにして外国の方に豊郷に来てもらって、来てもらっただけではだめなんですよね。もう一度、ここに来たいと。そしてさらに、それだけではなく、ここで宿泊したいという、そこまで行かなこの事業は成功しません。そういう魅力をどう発信するかだと思いますが、その豊郷の魅力をどう発信するのか、具体的にどのようにお考えか、回答を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

はじめに、この事業を、こういうコンサルさんを交えてやっていくのかということなんですが、当然、私どもに対しましては、このような知識といいますか、ございませんので、今現在行っておられる、こういうインバウンドで受け入れをされているツアー会社さんがおられまして、そちらの方の意見とかを参考にしていきたいと思って、今おっしゃられるコンサルという形で、この事業も委託をさせていただいて、先ほど、1番目の質問でお答えさせていただいた、日本文化を取り入れた宿泊ツアーの造成ということで、そういうような交渉とかから入っていただいて、このようなツアーの造成をと考えておりました。今ある宿泊施設を活用して進めていってはどうかということですが、もちろん、今ある施設も、ツアーの一部で宿泊施設として利用の方を考えておられて、実際、今現在、外国人の方が来られても、外国語表記とかされていない部分が多々ありますので、そういうような整備も含めて今年度の予算で申し上げました外国語版のパンフレットやチラシ、また観光マップを作成して、外国人の方が困らないような整備を進めていきたいというふうに考えております。

あと、今現在、豊郷町に居住されておられる方が通訳等をされて、雇用対策等につなげていってはどうかという話ですが、そちらの方、まだそこまで私の方の事業で、そこまでの企画といいますか、考えの方はありませんでしたので、今後は、今おっしゃられたことを参考に、そのようなことも取り入れられたら取り入れてまいりたいと考えておりますのと、また、外国の方がリピーターとなって何度も来ていただいて、宿泊までしていただけるような観光ツアー

ということで、そちらの方も今、考えております委託事業者の方と相談して、またそのようなツアーの造成も考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木君。

鈴木議員 そういう発想をお持ちでなかったという回答でしたが、ぜひそういう発想を持ってほしいという提案をしてるんです。これ、1つの例なんです。例えば、日本文化とおっしゃいました。サークルがある。それ、そんなのは豊郷の魅力にならないでしょう。どこにでもあるじゃないですか。先ほど言ったのは、やっぱり豊郷に来て、豊郷にもう一度泊まりたいと言えば、この豊郷の魅力を発信しない限り、はっきり申し上げまして、これは成功しませんよ。ですから、私が提案しているのは、コンサルでつくったような借り物の計画ではなしに、この豊郷の物や人の資源を活用して、豊郷に合った豊郷でできる計画を、町民ぐるみでつくっていくというのが、この事業を成功させる1つの鍵ではないかと私は考えるんです。そのことがない限り、この事業はうまくいかないのではないかと、計画倒れになってしまうのではないかとと思いますが、それについて再度、答弁を求めておきます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃられたように、豊郷の魅力を発揮できるようなツアーを、また工夫して考えてまいりたいと思います。当然、今おっしゃられたものや人や資源を大切に取り入れた事業、また、このコンサルになってしまうんですけど、こういうツアー会社とまた相談しながら、計画の方をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、次。

鈴木議員 最後、これまでの議会答弁についてお願いいたします。

先ほどの答弁では、これ、質問する必要がないと思うんです。例えば、もうバンガローは何回目、前の前の課長が退職されるときに非常に大きな声で「来年もやります」と言って、元気に退職をされていかれました。これ、皆さん、覚えておられると思います。笑い事やない。これ、本当に、皆さん、覚えてお

られる。昨年の12月議会では、亡くなられた西山議員、この問題を取り上げられている。で、去年の全員協議会でも説明があった。12月議会でも解体するとおっしゃられた。で、解体するとおっしゃったんだから、いつするんですかと私は聞いてるだけなんです。ところが、バンガローについては、え、今年度末か来年度の、今までの答弁一体何だったんだということになります。スポーツ推進委員についてもそうです。もう繰り返しません。で、それならば、なぜ、これまで実施できなかったのか、やると言っただけ、何回も、グラウンドの方はよくわかりません。考えてないということで、これはいいですが、このスポーツ推進委員とバンガローの解体について、これまで明らかにできるのであれば、実施できなかった理由を説明しないと、議会としては納得ができないと思いますが、回答を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再質問に対して、お答えさせていただきます。

スポーツ公園、バンガローの解体についてなんですけれども、一応、私もおりました、野村課長が潰すんだということで、27年の3月議会でご説明させていただいたと思います。その後、補正予算等で何回か計上はさせていただきましたが、跡地利用がはっきりしないという形で、予算がつきませんでした。跡地利用については、アンケートの集計結果でもあれだけの土地だけで何もできない、だから、当分は空き地のままでいいんじゃないかというふうな結果で、そういうふうな形で進んでおりました。なお、昨年11月でございますが、地方創生の地域拠点整備事業という事業がございまして、それに乘せてスポーツ公園を整備しようというふうな計画をもって国の説明会にも参加し、申請までするようにしておったんですけれども、地方創生のこの事業については箱物、要するに建物を建てるか、建物の修繕、改築しなければ交付金はやらないという形がわかりましたので、その時点で頓挫しております。現在、また跡地利用も含めて、委員会の方で協議をいたしております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 よくわからない。課長はその補正予算にあげたとおっしゃいますが、一度も補正予算に上がってない。上がってないからこれ、解体されないのです。予算がつかなかったというのは、内部で予算がつかなかったということですか。補正予算ではあがってませんから。予算がつかなかったと言え、考えられるのは

内部の予算がつかなかったと、こういうことになんですが、内部でどうして予算がつかなかったのか、これはどちらに答弁をお願いしたらいいのかわかりませんが、まず回答をお願いしたいと、そういうふうにはしか理解できないので、解体する予算はついてない、補正予算はついてないわけですから、その辺の経緯がわかれば、はっきりとしていただきたいと思います。これはどちらでも結構です。

最後に、教育行政の責任者として、教育長に答弁を求めておきたいと思いますが、もうバンガローとスポーツ推進委員については、論を待ちません。今まで答弁を、議会でしてきて、これでまた来年度になるんやと。それで良とするわけにはまいりません。ぜひ、教育長に真摯な態度で議会答弁を実践していただく、その計画を提案していただくことを求めて、質問を終わります。

**教育長** 議長。

**西澤清正議長** 堤教育長。

**教育長** 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

バンガロー及びスポーツ推進委員さんの報酬ということで、まずバンガローについては、先ほど、内部でどうのこうのありましたけど、あの面積ですので、同じ潰すというか、解体するのであれば、当然、あとをどうするかということがワンセットになってくるかと思えます。そのことで、なかなか補助金、国の方にも説明も行っていただきまして、申請するところまで行っていたんですけど、先ほどの話にもありましたように、建物に対しては補助金は出すけれど、整理して、こちらで考えていた案では、ほかの遊具的なものとか、お子さんが、次世代の子育ての世代が活用していただけるような、そういったものを考えていたんですけど、最終的には、そういうところで元に戻ってしまったということで、それなりに努力しているというところをご理解いただきたいと思います、こういうふうに思います。

次に、スポーツ推進委員さんの件ですけれども、報酬について、私も今までの議事録を読んでもしたら、どうした経緯で選定されてきたのか、そういう答弁もありましたと思いますが、先ほどありましたように、来年の3月に改選になっておりますので、そのときに実際の活動に見合った報酬を考えていくところで、今ちょっと、教育委員会の中で調整しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

**鈴木議員** 教育長、真摯じゃないね。私は真摯にこれまでの議会答弁を守っていただきたいと思いますという答弁で。バンガローは解体するんですか、しないんですか。何も言



わなかったじゃないですか。私は、だから真摯に回答をお願いしたいと言ったじゃないですか。

教 育 長 解体するようには向けています。  
以上です。

西澤清正議長 暫時休憩します。再開は10時55分、10分間です。  
(午前10時45分 休憩)

---

(午前10時55分 再開)

西澤清正議長 それでは再開します。  
次に、西澤博一君の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。

町長に認知症徘徊対策について質問します。高齢化社会の進む日本において、認知症対策は本町にとっても喫緊に取り組む課題ではないかと思っております。そんな中、本町にまた近隣の市町等と連携し、認知症徘徊対策に取り組むべきであるが、以下の点について答弁を求めます。

1、認知症対策は行政としてどのような位置づけをされているのか。

2、認知症の方が徘徊された事例はあるのか。また、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から、認知症徘徊対策について、西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、認知症対策は行政としてどのような位置づけにあるのかという点につきましては、地域支援事業の重要施策の1つと捉えまして、本町包括支援センターでは、愛知郡、犬上郡の4町が合同で豊郷病院と協力し、認知症の啓発や認知症で悩んでおられる方、またご家族の方々への相談やサービスの提供などを実施しておるところでございます。

また、徘徊の事例につきましては、現時点におきましては、11名の方の報告を受けておるところでございます。徘徊者の方への対応といたしましては、ご家族や関係機関、警察、また事業所等の協議、また実践をしながら、実際に自宅への送り届けなどの対応をしてきたところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。

今、町内で徘徊されている方が11名おられるということでございました。その家庭家庭によってさまざまな対応をされておられると思います。家族の皆さんに対しては、やはり、そういうふうな状況の中で、やはり近隣の方には迷惑をかけたくないと、自力で捜索されるケースが多いのではないかと。その分、徘徊された方については、捜査範囲が広まり、発見が遅くなり、またその方の生命等が危ぶまれるのではないのかと。昼、夜にかかわらずそういう徘徊を行われるのではないかと思います。やはり、そういうふうなことから鑑みますと、やっぱり家族だけでは限界があると思います。そういう中で、やはり地域の方等、当字にしましても、他の字にいたしましても、近隣と連携をとりながら対応をしていかなければならないことやと思っております。その上で、提案をさせていただきたいんですけれども、先進地の事例では、総合警備保障の見守りタグとか、見守りタグアプリを活用した認知症徘徊対策を講じていることがございます。内容としましては、見守りタグを装着した捜査対象者とか、見守りタグアプリをインストールしたボランティアとすれ違うとGPSが反応し、位置情報がサーバーに自動送信され、その情報が家族や見守り協力者に共有されるという、そういうようなシステムになるということでもあります。また、ある程度捜査範囲は狭めることはできるし、また固定設置型の感知器、協力事業者とか施設や車両、公共施設に設置することもあるというふうなことも聞いております。そういうふうなことを含めて、町としてはそういうなものに対して対応されるご意思はあるのか、また、認知症徘徊対策に対しても、予算計上についてのそういう考えを持っておられるのか、答弁をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

徘徊対策の予算計上でございますけれども、今年度、今、議員おっしゃっていただきましたGPSの借り上げの予定を、ご要望があればということで、一応、3台分のレンタル料というのを予算計上いたしました。これにつきましては、予算的には3万1,000円で3台というふうな予算を計上しておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 再々質問させていただきます。

町長にちょっとお尋ねをしたんですけども、今、担当の課長から、予算計上し、予定で3万1,000円等を予算化しているというふうなことをお聞きいたしました。その上で、今、うちの町長は県の町村会の会長をしておられます。その中で、やはりうちの町だけではなしに、やはり近隣の市町村、また郡、県を含めまして、やはり、徘徊をされているので、うちの住民さんが彦根へ行ったり、また、彦根の方がこっちに来たりすることがあると思います。そのことについて、そういう議論を、要望というか、フルに議論をしていただきたいと。県の方で要望等をしていただきたいと。やはり広域でやるべきことだと私自身は思います。やはり、うちの町だけでもやればできること、やるには、やはり器が小さいと思いますので、やはりこれは広範囲で全国に約2万人の方が徘徊をされていることをお聞きしておりますので、やっぱり県を挙げて、また首長会議でもそのような提案をしていただけないかなと思っております。その点について、町長の答弁をお願いしたいと思っております。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい。

伊藤町長 7番、西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

認知症対策についてでございますが、現在、平成29年度県要望に向けて、福祉医療部会の方でいろいろ、各町担当課長が寄って議論をしている最中がございます。そういった中で、それぞれ6町の思いが1つになれば、県要望もやってまいりたい、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長 はい、次の質問。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 町長、教育長にお伺いいたします。

町史編纂事業の推進状況はということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に定められている具体的な施策として、平成28年度、29年度の当初予算で町史編纂事業費として毎年13万8,000円計上されておりますが、現在の進捗状況について答弁を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 西澤議員さんのご質問にお答えいたします。

町史編纂事業の進捗状況はというご質問でございますが、平成28年度、昨

年度に編纂委員会を開催させていただきました。その中で、編纂委員さんから多くのご意見を賜りまして、その意見を参考にしながら、平成29年度も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 去年、平成28年度に編纂委員を選任したわけですか。まず、それが1点と、そして、平成28年度、1年間ありましたけれども、その点について13万何がしの予算計上がされているんですけども、その予算遣いはどういうふうにされたのか、それともそれは、28年度は使わないで29年度に繰り越したのか、その点についてははっきりお答えをお願いしたいと思います。

そして、町史の編纂事業なんですけども、皆さんもご存じだと思いますけれども、いろいろな材料を集め、整理、会議などして、書物にまとめることと書いておりますけども、私たちの先人たちが、ふるさと豊郷町の地に暮らして、歩み築いてこられた我が町の歴史をどのようにして聴取してつくり上げるのか、その点について答弁を求めたいと思います。この町史については、恐らくどれぐらいかかるかわからんけど、町史にする、完成するまでの具体的なスパン、スケジュールはどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 まず、1点目でございます。一応、町史編纂委員会は昨年度1回開いております。それにつきましては、9月から人選を始めまして、1回開かせていただきました。その中でいろいろなご意見が出たわけなんですけれども、一応、町史編纂につきまして、回答がちょっと異なり、順番が違いますが、一応、大体5年をめどにつくっていきたいというふうには考えております。そして、1回の開催でございますので、5人掛ける5,500円、その分以外につきましては、補正予算で予算から落とさせていただいております。繰り越し等はいたしておりません。その場で28年度は一応、1回分だけしか見ていないというふうな形でなっております。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 編纂委員ですけど、私の聞いた範囲では、もし間違うたらあれですけど、委任状というのか、あれは4月に渡さったんちゃうんかいな。堤教育長の名前

で。違った。28年度中にやったん。

社会教育課長 28年度中です。

西澤博一議員 28年度中にそしたら、5名の方、選ばれてますわね。その人らと、その中で委員長を決めはったわけや。そしたら、委員長が誰で、どのような形でどういうふうに行ったということ、もう一遍説明してください。これを、5年と言わはりますけど、これ、今、予算化されているのが1回5,500円と。それはもろもろ、内容について、どういうふうに積み上げていくわけ。やはりたたき台がないと、委員さんの方も困りはると思うんやけれども、どういうふうな手続というか、ちょっと私、調べてみたけど、つくり上げるには、結構大変です。彦根市も1巻から何巻までありますわ。どういふようなものをこしらえるのか、それもまだわからへんし、やっぱり豊郷町の歴史、豊郷町になってから今までの歴史をどうしようかという、そういう町史をつくらんのやさかいに、簡単にこうですてなかなか行くもんやないと、私自身、思いますけども、これについて、どうですか。

ほんで、さっきのバンガローの話やないけど、絵に描いた餅やないけど、これはできません、あれはできませんと言うんやなしに、これ、本気でやる気があるんやったら、去年ぐらいから徐々に詰めていかなあかんことちゃうの。予算計上をしてて。何か9月に発足したと書いてあるねんけど。これ、内容についてどのようなことを考えているのか、委員会やら何かが開いたいうさかい、どういふような内容をやらはったんのか、ちょっと答弁願えますか。5年かけてやるんやさかいに。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 内容につきましては、当初は愛荘町の町史編纂委員さんの、愛荘町へ行きまして、編集委員会のもとに勉強させてもらいまして、その中で検討させていただきました。ところが、編纂委員会を開いたところ、編纂委員さんから5名で何ができるんやとか、専門家がないとか、いろんなご意見をいただいております。そういうご意見を参考にいたしまして、本年度、多賀町が再度編纂委員会を開いて、町史をつくるということ聞いております。多賀町にも研修に行かさせていただいたり、編纂委員さんを増員するなり、そこら辺で勉強会を開いて、どういふものにしたいか検討していきたいというふう考えております。以上でございます。

西澤博一議員 わかるけど、愛荘町の勉強して、それによく似たことをするということか。  
議長。

西澤清正議長 はい、次、西澤君。

西澤博一議員 町長にお伺いします。首都圏情報発信拠点ここ滋賀における本町のPRについて。

平成29年10月に東京日本橋にオープン予定の首都圏情報発信拠点ここ滋賀の商品選定、企画催事の説明会が5月に開催されました。県内で300人以上の方々に参加されたということを知っています。たくさんの質問があったようですが、そこでお尋ねしますが、首都圏情報発信拠点ここ滋賀のオープンの機会をどのように捉えているのか。また、施設を活用することで、豊郷町では大きなPRにつながるとお思います。下記の点について答弁を求めます。

1、ここ滋賀の目的とオープンまでのスケジュール、各市町とのブースの割り振りはどうなっているのか。

2、滋賀県のアンテナショップとして秋葉原の茶ばらや有楽町のゆめぷらざ滋賀がありますが、町の特産物の販売実績はどうですか。

3、ここ滋賀に活用することで、首都圏に住む方々に向けた観光、特産物の販売、ふるさと納税の推進など、さまざまなPRができると思うが、今後、どのような形で参加を考えているのか。また、ここ滋賀に参加した場合の費用負担はどのようにされるのか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 7番、西澤議員の首都圏情報発信拠点ここ滋賀における本町のPRについてのご質問にお答えいたします。

ここ滋賀の目的とオープンまでのスケジュールと各市町とのブースの割り振りについてですが、まず、ここ滋賀の目的ですが、東京で滋賀の魅力を体験できる場所ということで、滋賀の魅力を実際に見て、触れて食べることができる体験型の発信を行い、滋賀への誘引の役割を担う拠点となっております。

次に、オープンまでのスケジュールですが、マーケットで取り扱われる商品の募集が、5月22日から6月16日までの間実施され、6月下旬にその商品の一次審査がありまして、一次審査に通過しましたら、7月の中旬に二次審査が開催され、8月の初旬に審査結果が通知されるというスケジュールとなっております。

ブースの割り振りについてですが、特に各市町にブースが割り振られているのではなくて、個々の申し込みにより商品が選定されましたら、ここ滋賀のマーケットで販売してもらえるとということになります。

続きまして、滋賀県のアンテナショップの茶ばらとゆめぷらざ滋賀の特産物

の販売実績についてですが、ゆめぷらざ滋賀では、お米、タマネギドレッシング、タマネギスープを販売されており、平成26年度の売り上げが14万5,382円、27年度が14万5,172円、28年度が14万2,168円の販売実績がありました。茶ばらにつきましては、平成27年の9月にプリン30個とパンドラ25個の注文がありました。それ以降の注文がございません。

続きまして、ここ滋賀の活用と町のPRについてですが、5月の説明会にありましたここ滋賀のマーケットで取り扱う商品の募集に参加いたしまして、特産物の販売拡大につなげてまいりたいと思っております。また、ここ滋賀に参加した場合の町の費用負担についてですが、基本的にはございません。

以上です。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一議員 まず、1点目ですけど、ブースはないということですね。これ、販売網の関係ですけど、各参加される、参加というか、そういう町内の事業者さんには、町から案内が行ったのか、それとも違うところから案内が行っているんですか。まず、それ1点お聞きしたいと思います。

そして今回、今、タマネギドレッシング等々が2番目のアンテナショップで販売されているということですが、前の新聞のように、うちのところの町が、ぼっちゃんカボチャのプリンが農林水産大臣賞を受賞したということで、介護関係の方には適しているというふうなことを認識しているところであります。それで、そういうような販売促進というのは、町の助けにもよりますけれども、しかし、実際につくられている方がやはりどのような形で進めていくか、やはり汗をかかんことには無理かなと。やはり、町だけに頼るだけでなしに、やはり、そういうやられる方も一生懸命にならんと、販売の促進はならんかなと思いますので、ぼっちゃんカボチャのプリンについての、これのPR等については、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

様々と、山田課長が答弁をしておりましたけれども、豊郷町を全体としてPRするには、こういう食べ物だけやなしに、やはり旧の豊郷小学校、また又十屋敷、また四十九院の唯念寺等々、阿自岐神社もありますので、そんな点についても、やはり町をPRするのは、ここ滋賀の、また1つの利用する方法ではないかと思っておりますけれども、その点についても答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 すいません。西澤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、ここ滋賀で置かれる、マーケットで置かれる商品が皆さんにちゃんと啓発されているかということですが、5月の説明会では、市町村に対してこういう商品の応募期間等のスケジュールが説明されて、ちょっと各県内の皆さんにどのように啓発されているのか、私、把握していないところでございます。すいません。

あと、プリン等につきまして、もちろん、この5月22日からの商品の応募に出品させていただいて、選定されて、ここ滋賀で、マーケットの方で販売されることを願っておる次第でございます。

以上です。

西澤博一議員 これ以外の、前は食品のことだけやったけど、町をPRするのはここ滋賀やさかいに、みんな滋賀県中が競争しながらPRしよるんやさかいに、その点についてどういふふうを考えているか。

産業振興課長 ここ滋賀というところは、まず1階が日本酒バーがあって、あと2階に和食カフェ、あと3階が屋上テラスというような形で、1階に日本酒バーとマーケット、物産品をちょっと置く場所があるというふう聞いておまして、この観光PRができるブースがあるかどうかは、ちょっとそこまで、この間の説明会の中で聞いておりませんので、ちょっとご理解の方、いただきたいと思ます。

西澤博一議員 では、ありがとうございます。

西澤清正議長 次に、北川和利君の質問を許可します。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川君。

北川議員 それでは、一般質問させていただきます。

教育長にお伺いします。学力向上に向けた取り組みについてということで、3月議会で学力向上に向けた取り組みと成果についての質問で、教育長は、各校ではそれぞれに学力向上に向けた独自の取り組みを行っていると言答されましたが、各校での具体的な取り組みについて答弁を求めます。

また、4月に全国学力テストが実施されましたが、その結果を踏まえて、今後、どのような取り組みを行っていくのか、答弁を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 北川議員の先ほどのご質問にお答えします。

まず、1つ目が各校の取り組みについてということですが、確かな学



力を育むことを共通の目標に持って、各校で授業力の向上に取り組むとともに、各校独自の取り組みを推進していますので、小中3校の取り組みを幾つか紹介させていただきます。

各学校では校内で研究主題を設定し、校内研究を推進しています。まず、中学校では、思考力、判断力、表現力の育成、サブテーマといたしまして、わかる、できる授業を目指してという主題を設定し、県から指導主事を招聘して、授業研究会を開くなど、各教科の専門的な内容だけでなく、どの教科にも共通する内容で、授業改善に取り組んでいます。また、授業と家庭学習の橋渡しとなる基礎の時間の充実を図っています。基礎の時間では、前日の家庭学習の定着を図るために、毎朝10分間のドリル学習をしています。

次に、豊郷小学校では、校内の研究主題として、できた、わかった、使えたを実感できる子供の姿を求めてということで、サブテーマとして、算数科における単元、授業構成の工夫と題し、アクティブラーニング等の新しい学力観に対応する授業づくりを推進し、滋賀県教育委員会主催の主体的・対話的で深い学び推進事業を受け、県から指導主事を招聘して、主にペア学習、小集団、全体交流での話し合い活動に向けた工夫や、思考過程がわかる、振り返ることができるノートの工夫などに重点的に取り組んでいます。

最後に、日栄小学校では、自分の思いや考えを豊かに表現し学び合う子の育成、サブテーマとしてみずから学び、考え、思いを伝え合い、書く力を高める指導を目指してと題し、主に読書活動や音読に取り組んでいます。また、朝のステップタイムでは基礎的な文章を読み、昼のチャレンジタイムではわからないところの問題に取り組むなど、学習に自主的に取り組む態度の育成と短い時間でもって有効に使った学習を日課に取り入れています。

2つ目のご質問の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、今後の取り組みはということですが、北川議員のおっしゃるように、4月の全国学力・学習状況調査については、調査後の取り組みが大切であります。このことを踏まえて各校では、結果を全教員で分析し、児童生徒の学習に対する課題を共通理解するようにしています。例えば、国語科で筋道を立てて考え、判断したり説明したりする力に課題があるので、自分の考えをノートに書いてまとめる時間や、自分の考えを周りの児童、生徒と交流する時間をふやすことを共通実践しています。また、誤答の多かった問題の傾向や、どこでつまづいているのかを確認し、それぞれの授業に生かします。そして、滋賀県教育委員会作成の学び確認テストや本町独自の学力検査を活用し、子供の学びの定着を図っています。

また、確かな学力をつけるためには、教員の授業力を高めることが大切で、

教員がより広い視点で授業づくりができるよう、教員の研修が大切であります。そのため、昨年度から、大学等から講師を招聘し、小中学校の算数、数学の授業研究を合同で実施しています。今年度は授業研究会を年間3回開催します。さらに、本町では校区研とあって、年間3回、町内の保幼小中の保育士、教員が子供たちの教育と課題について、町内の保幼小中の参観を通して話し合う場があります。それは、学力向上を考える上で、子供たちの落ちついた学びの環境が大切であり、そのためには、子供たちの実態を理解することが必要だと考えます。そういった話し合いの場や、全国学力・学習状況調査の質問紙の回答から、学力の向上のためには、子供たちがみずから学ぶ家庭学習の時間をふやす必要があることがわかってきました。特に土曜日や日曜の休日の学習時間が少ないようです。家庭学習時間の確保には、各家庭の協力が必要です。そういったことに対する理解を深めていけるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

北川議員

議長。

西澤清正議長

北川君。

北川議員

なるほど、詳しい答弁していただきましてありがとうございます。

ですが、今、最後に教育長がおっしゃったように、僕は、校内、学校での取り組みについては、また、先生とかいろんな取り組みについては結構かと思えますけども、やはり、学校だけではなしに、教育長、今、最後におっしゃったように家庭、これは家庭と学校が一体になって、教育長もやっていかなんだら、だめだと思っております。そのことを踏まえてお尋ねしますけども、要するに両親、家庭の方の教育と言うと語弊が出ますけれども、親に対しての勉強、子供たちに勉強の方法としての話し合いとか、そういう場所を設けて、お父さん、お母さんにそういうことを伝えていきますか。ちょっと答弁をお願いします。

教育長

議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教育長

北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど、家庭と学校が一体となることが大事だということをご指摘がありましたし、私自身も先ほど、そういうふうにも述べました。その中で、昨年度より中学校の校長は、土曜日、日曜日の家庭の時間での過ごし方、家庭の学習の時間の大切さをいろいろな機会を通して、また、学校から発信されるプリントでもっともいろいろと広報しているところでございます。また、学校では、主にPTA活動を通して、やはり子供たちのよりよい学習環境をどうつくって

いくかということ発信しているところでもあります。学校でもそういった部分で、親子で話し合える機会、場所等を大切にしていきたいと、このように考えております。

以上です。

西澤清正議長 再々質問ありますか。

北川議員 次に行きます。

西澤清正議長 はい、次、北川君。

北川議員 それでは、町長にお伺いします。農耕作業用自動車のナンバー登録についてということで、お願いします。

近頃、農繁期に入り、トラクターや田植機などの農業機械が公道を走っているのをよく見かけます。農耕作業用自動車で乗用可能なものはナンバー登録が義務づけられていると思うが、下記の点について答弁を求めます。

1つ目、把握している本町の農家戸数と所有している乗用の農業機械の台数。

2つ目、ナンバー登録されている乗用の農業機械の台数と町の税収入額。

3つ目、税、農業の担当課において、町内の農業者に向けてナンバー登録についてどのように啓発をしているのか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の把握している本町の農家戸数と所有している乗用の農業機械の台数についてお答えいたします。

本町の農家戸数は211戸で、乗用の農業機械の台数はトラクターが231台、乗用の田植機が142台、コンバインが190台でございます。

以上です。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の2番目の質問にお答えさせていただきます。

ナンバー登録されている乗用の農業機械の台数なんですけども、平成29年度、今年度課税いたしました農耕用小型特殊、コンバイン、トラクター、田植機等になりますけども、台数が236台、税収入については47万2,000円でございます。

3番目の税の担当課において、町内の農業者に向けてのナンバー登録についての啓発についてでございますが、税務課といたしましては、平成18年以前は所得税の確定申告時、農業所得を申告する際に、農耕用の機械を経費であります減価償却費、租税公課を計算に参入をするため、ナンバーを登録していな

い場合に申請登録を啓発するよう促しておりました。平成19年以降、収支計算表を用いて農業所得の算出基準が変わりましたため、従前より農耕機械の所有を把握することが困難な現状でございます。今後、ホームページ、広報等で啓発活動に努め、農業機械の販売店等についても啓発するよう、登録の申告をしていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

**北川議員**

議長。

**西澤清正議長**

北川君。

**北川議員**

それでは、再質問させていただきます。

まだ、税務課の課長及び産業振興課の課長の答弁が、今、これ、要するに、税の方で引っかかってくる。というのは、まず1点、2点お伺いしますけども、税務課長、そしてまた産業振興課長にお伺いします。うちの町の条例の把握というのをどこまで知ってますか。そしてまた、軽自動車税の納税義務者とうちの町の条例で第80条、そして87条を制定されております。これは、最終的に全国では、ネットの方で調べますと、昭和38年、農耕作業用自動車、小型特殊自動車になっております。また、うちの町の条例、いろいろな改革をしていって、何度もやりかえていった、最終的な条例の例としましては、昭和43年に最初に決まっております。これは、条例第15号で載っております。そんな中で、議長、お願いしたいんですけども、資料を議員諸氏に配りたいと思いますので、許可を願えますか。

**西澤清正議長**

はい、どうぞ。

**北川議員**

今で資料を配らせていただきましたけども、この条例について、どこまで税務課の課長、そしてまた産業振興課長は、これは、町の条例というのは、まずこの部分だけ、僕は説明しておきます。地方公共団体はその議会の決議に基づき、所管事項において制定する法、国の法律と別に定める自治法、ただし、税条例においては上位法令、地方税法、国の法律に基づく。要するに、僕の認識は、国の法律の場合は、いろんな形でプレッシャーをかけられます。しかし、自治法、要するに税条例、町の、これも同じく罰則はありません。罰則はありませんけども、僕の認識としては、国と同じや思っています。そこら辺を80条と87条、2人の課長、どこまで認識してますか。答弁願います。

**税務課長**

議長。

**西澤清正議長**

西山税務課長。

**税務課長**

北川議員の再質問にお答えいたします。

豊郷町税条例の認識のことをございますけども、豊郷町税条例 87 条の方に、87 条、もしくは 91 条の方で、町長に申告書を提出し、標識の交付を受けなければならないということになります。税務課といたしましても、当然、申告していただくのが義務なわけをございますけども、あくまでも所有者さんがうちの方に申告に、窓口の方に申告してもらわないと把握できないのが現状をございます。失礼します。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

私が条例で把握している範囲ということなんですけども、第 87 条におきまして、軽自動車等の中で、小型特殊自動車の所有者、または使用者は様式第 33 号の 3 様式による申告書ならびにそのものの住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならないということで、条例の方では把握しています。

以上です。

北川議員 今、87 条のことばかり言うてたけど、80 条をどこまで認識してるの。僕、尋ねたから。

西澤清正議長 再質問してください。

北川議員 いや、再質問違う。僕先、尋ねたもん。

西澤清正議長 課長、どうですか。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の質問にお答えさせていただきます。

申しわけない、80 条につきましては、ちょっと手元に資料がございませんで、把握しておりませんで、すいませんで。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方も、第 87 条だけの方で把握させていただいてまして、80 条の方をちょっと把握しておりませんで。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川君。

北川議員 まず、うちの町の課長連中が、町の決めた条例を認識していないということ自体が、既におかしいと僕は思います。

それで、僕の言いたいのは、要するにプレート、緑ナンバーの、ここにうた

ってあります小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては、施行規則第33号の3様式による申告書ならびにそのものの住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない、これによって税が発生します。我が町では、税収入はほとんどありません。しかし、小型特殊自動車、農耕作業用は年2,000円です。その他の種別のやつは5,800円です。これも、ちりも積もれば山となるということわざがありますように、税がこれでお金がうちの町に入ってきます。これは、うちの町に入ってくるお金です。それがなぜ、公道を堂々とナンバープレートなしで走っています。なおかつ襟を正さなかったらあかん、我々の仲間も、名前は申し上げません。我々の仲間も堂々とプレートなしで走っています。これは、きつい言葉で言えば脱税です。登録しないのやさかい。国で言うたら、税務署で言えば、必ず延滞金なり何なりついて。僕は農家の人をいじめるとか、そんなん違います。これだけ念を押して言うておきます。農家の人に云々どうこうじゃなしに、やはり正規なことは正規なことで、条例で決まっています。うちの町の、これはあくまで条例です。町が決めた条例です。それを啓発もしないで、今までずっと見逃してきて、それで、僕はそれを取り締まってどうこうせいとは言っていない。というのは、道交法では、警察の方にもお尋ねしました。道交法ではこれ、処罰の対象になりません。あくまでも移動するときには台車、要するに仮に10メートルでも、次、移動するときの台車を用いて、そこに積んで移動する、これが定められております。また、そんな中で、皆さんがご存じのとおり、今おっしゃった台数以上に、農耕用作業車があると思います。自分ではっと思つて気がついた人が、今日から、明日からでもよろしいので、我々の仲間でもいます。緑ナンバーをつけずに走っている人が。やはり、こういうのは、徹底して、課長、よう聞いといてや、国で言うたらほんまにこれ、脱税になる。わかつて申告してないんやさかいに。自分がこれを登録、申告しなきゃいけないというのをわかつていて申告していない人もかなりいます。これは徹底してやはり、取り締まるのじゃなしに啓発してもらって、たとえわずか年間2,000円です。2,000円でも徴収しなければならないと思つてます。そこら辺を今後、過去にさかのぼれと言っているんじゃありません。今後、どういう対策をもつて、どういう啓発をして、これは税務課の課長だけじゃない。産業振興課の課長も同じことです。だから、農業については産業もかかってまいります。お互いに協力し合つて、あくまでもうちの町の税収入になるんです。人のために動くんじゃありません。うちの町のために認識を十分してもらつて、今後、今日、明日からでも結構ですので、啓発をしっかりやっていただきたいと思つています。そこら辺の心構えと、どのよ

うにしてやっていくかというのを答弁、2人課長、お願いします。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、議員さんの貴重なご意見、ありがとうございます。今後、広報、ホームページ等で啓発させていただき、農業機械の販売店等にも啓発して、農耕用の機械の登録の申告をしていただくように啓発していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、税務課長が申し上げたように、町の広報、またはホームページ等での登録への啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 はい、次の質問。

北川議員 それでは、町所有地の空き地、ごみステーションの管理について、町長にお尋ねします。

三ツ池・大町地区において、町有地の空き地や一部のごみステーションで周辺住民からの苦情が出ていると聞いているが、どのように対応しているのか、また、どのように取り組んでいるのか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 豊郷町のごみ収集の方法は、各字にごみステーションを設置していただき、きちんと分別されたごみを指定袋で出された場合に、町の委託業者が回収する仕組みをとっております。町のごみ収集の回収ルールを守っていただくように、区長や衛生班長など、役員さんのご協力をいただきながら、ごみの出し方のルールの徹底を図っていきたくと考えております。

また、関係者以外の方がごみを勝手に持ち込まれるなど、そういう場合には、鍵をかけるなど自衛していただくようにアドバイスもさせていただいております。町有地への不法投棄や町のルールを守らない方への対応としましては、啓発看板の設置や広報等による啓発、不法投棄ということで、また警察にも相談し、巡回していただくよう対応していきたいと思っております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川君。

北川議員 すいません、再質問させていただきます。

確かにこれは住民のモラルの問題のことなんですけども、がしかし、町税とかいろいろなのをいただいております以上は、住民のモラルでありながら、町として対策せなあかんというのが原点だと思っております。したがって、やはり、僕は今、ここ、各字と言わずに、三ツ池・大町地区と逆に指定してまいりましたけど、三ツ池の方ではものすごくひどいことになってますので、ご苦労なことに皆さんが出て、そしてまた、収集に汗をかいてやってくれているのは、十分わかってますけども、もっと啓発をして、個人個人の家でも回って、わが自治会長もそうやって以前からやっていますので、町の方からでも、文書でいいので、やっていると思えますけれども、再度お願いをしたいと思っておりますが、答弁だけでもう一度だけお願いします。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの北川議員のご質問にお答えさせていただきます。

今までも役場と区なり、相談しながら対応させてもらっておりますけれども、今後も区長と相談しながら、もしその不法投棄等の特定される人がいれば、そちらの方にも役場とともに出向いては行きますし、区民への文書等については、また区長と相談しながら、またこちらの方でもつくっていきたいと思っておりますので、これからも啓発に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

北川議員 議長、再々質問。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 先ほど言うのはちょっとあれしましたけども、町有地、空き地について、前回も全員協議会の中で、三ツ池区さんが返還しました空き地があります。今、草刈りを町の方でしてもらって、それがどんと山積みになっております。またその山積みになったところにごみをまたほかしている人たちがいます。できるだけ早くきれいに、町が管理をすることになりましたので、まずは先にこの場所をきれいにさせていただきたいと思っておりますが、見込みとしてはどうですか。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

全員協議会の方でも、町有地の方の跡地利用についても、皆さんのご意見を



ということでお諮りさせていただきました。今後、町有地、町の管理という形で、どういう形でさせていただくか、また、ごみの問題につきましても、住民生活課と相談しながら、まず、今言わりましたように、刈り倒しになっている草を処分させていただいた上で、今後、ごみの投棄がないような形で、先ほども言いましたように、看板の設置とか、そういう形で取り組みをさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 はい、次の質問。

北川議員 それでは、町長にお伺いします。

区長への区民情報の開示について。

各字においては、毎年自治会の役員を選出がされていますが、区民の把握が困難になってきている状況があるため、区長の要請があれば、区に入っておられる方の情報の開示をすることはできないものか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの北川議員の、区長への区民情報の開示について返答させていただきます。

町では、転入等があったときに区への加入を勧めております。そして、区長へ通知することについてもご承諾の方をお願いしております。しかし、個人情報保護法により、本人の了解が得られない場合には、残念ながら情報を開示することはできません。引き続き、住民の理解が得られるように、広報や窓口で啓発活動を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 はい、北川君、再質問。

北川議員 確かに、個人情報保護法という法律が制定されてからなかなか難しくなっているというのは、僕も承知ですけども、各字で役員を選ぶときに、私どもの三ツ池では、どこでもまず一緒だろうと思っています。年齢がわからない、名前もわからない。何世帯が住んでいるかもわからないというのは、最近、この頃ふえてまいっております。その中で、確かに法が変わってそういうようになっていますけども、できるだけ啓発を、もちろん字の区長、旧の区長、そして役員さんも一生懸命になって年齢とかを調べてまいっておりますけども、役場の方へ来たら、これは個人情報云々どうこうなので説明することはできない、情

報を漏らすことはできないとじきそういうふうに言われると。一体、年齢もわからなければ、その家に何人家族が住んでいるというのもわからない、万が一、火災でも起きて、登録がしてないさかい、何人で生活しているかわからないさかいに、そこは、あってはだめですけども、もし万が一あって、火災でなど云々どうこうの不幸があったと。何人かがそこから出てきたと。そしたら、自治会が全然把握できてないというのが、今の現状だと思っております。

今、課長、先ほどおっしゃったように、啓発をしっかりと流してもらって、できるだけ自治会が、ちょっと困ってこうこうこうやと言うてきた時には、できるだけ協力をしていただきたいと思いますと思っておりますが、どこまでやっていただけるか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの北川議員の再質問にお答えいたします。

個人情報 の口外ということは、プライバシーの問題でもございまして、やはり本人の同意ということが一番前提となりますので、これからも窓口や広報の方で、住民さんへの区への加入についても啓発の方、させていただきますし、個人を特定できないような情報、毎月転入が何人やったとか、その辺の数字だけでしたら、区長さんの方へお知らせいただけるかなと思っております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川議員。

北川議員 それでは最後に、大町区に対する対応について、町長にお伺いします。

平成28年度から大町区が休止状態となっているが、区の再生に向けて町はこれまでどういう対応を行ってきたのか、また、今後どういう働きかけをしていくのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の大町区の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

大町区が、平成28年度から区長以下役員が不在となっております、1年がたったところです。4月当初には隣組組長がいないということで、文書が配布できないなど、住民生活に多大な影響を及ぼしかねないということから、輪番を調査した上で、次の組長の方に組長をもっていただけるように、センターを中心にしながらお願いをしたところ、大半の方がこのことについては同意を

していただいて、組長の役目を果たしていただいているというのが現状でございます。しかし今後、この後も、このままではだめだ、何とかしなければということで、住民の方からも地域総合センターに多くの声が寄せられているところでございます。役場にも何か支援していただけないかということの要望もいただいております。そのため、今年度に入りまして、一度、大町区の皆さんがどうお考えなのかということをお聞きするために、4月28日から5月19日にかけて、センター長名で住民アンケートを実施させていただいたところでございます。そのアンケートによりますと、大町区として把握している世帯数のうち、アンケートに回答していただいた方が約30%ございましたが、そのうち75%、4分の3の方が大町区の活動を再度再開してほしいという要望で回答されておられます。そこで今後、そういった区民の皆さんの機運をさらに高めていただきまして、区行政の再開に向けまして、少しでも前進ができるように何かできないかということで考えているところでございます。しかし、町行政が自治会活動に対してできることは限られておりますけれども、今後、さらなるよきアドバイスに努めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川議員。

北川議員 なるほど、今の説明よくわかりましたけども、確かに、行政が字に対して区云々どうこうが発生するまでに、先に自治会が誰か1人でも2人でも声を上げて、これではだめやと。その中で、行政に何か協力してくれと、これが筋だと思っております。が、しかし、今、73%の方が望んでいるというならば、1組でも2組でもあれば、その中で自治会を先に発足してもらって、そして、後で入るべきかは、また中に入ってもらったらいんじゃないかと、僕は個人的にそう思います。まず、大町区の自治会をしっかりと基礎的なものをつくって、その手助けは行政の方もできることだと思っております。だから、行政がつくるんじゃないしに、行政がこうしなさい、ああしなさいってつくるんじゃないしに、今、75%の人が確かそうでしたね。望んでいると言ったのは。30%かいな。

人権政策課長 回答が30%。

北川議員 回答が30%のうちの、ほんで、その30%でも、要するに、僕が今言ったように、1組でも2組で自治会をつくりたいねんという希望があれば、それで、僕が聞いているには、何組かは事前に今の文書、次のうちの文書を前の旧の組長さんのところに持っていけば、自分たちが配布して、そうやって活動をしている組もあるというのを聞いています。じゃ、その組の人たちに、何組かある

その人たちに、とにかく先に自治会をつくってもらって、大町区をつくってもらって、それで、後から加入するのは、別に僕は構わないと思います。今のままでおったら、いつ自治会が、要するに、課長は全体をまとめて自治会発足せなあかんだろうと思ってると思ってます。僕の考えは違います。僕は、たとえ1組でも2組でも自治会をつくりたいという人がおるならば、組があるならば、その人たちに自治会をつくっていただいて、そんな中で、後から入る人は順々に入れてもらったらほんでいい。その手助けは行政がしても構わないと思っております。そこら辺は一体、今さっきの答弁じゃなしに、今後、これからどういう形で持っていくのか、1組でも2組でもそういう形をとりたいという人が、組があれば、僕はその中で役員も決めていって、そしてまたそんな中で前向きに進んでいけばええのちゃうのと僕は思っておりますが、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、1つでも2つでも積極的に大町区を再建させていただきたいというふうな前進的な意見を持っておられる方は何人もおられます。センターの方にも、一遍寄合をしたらどうかというようなご意見を言っておられる方もおられます。今後の活動につきましては、今、先ほど説明させていただきましたように、30%の人が回答していただきました。そのうち75%の方が大町区、このままではあかんよと、何とか再開してほしいというご意見でございました。それを踏まえまして、もう一度、有志というか、皆さん、寄っていただいて、どういう形で網をかけて皆さん寄っていただくかも含めまして、考えさせていただきたいなど。一遍寄合をさせていただきたいなどというふうには、今はちょっと考えているところですので、どういう形でやるかは、今後また考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 人権政策課長、内容はよくわかりますねんけども、要するに1組でも2組でも、本来から言うたら、この自治会の中から、今、何組か、30%のうちの75%の人が自治会をもう一度真剣につくり直したらどうやという回答が出ているという回答でしたわね。これはやはり、現実的に、僕は三ツ池に住んでますので三ツ池区に入っています。ここが大町区やったら、僕、声上げるわ。これはもったると。そういう人が出てこない。出てこなければやはり、何組かの人が大

町区を編成したいという意見が耳に入った、調べてわかったということで、再度。その真剣さが伝わって来やへんのや。もう一度答弁を願います。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 再々質問にお答えいたします。

真剣さが伝わってこないということでございますけれども、私どもとしても、行政と、先ほども言いましたように行政でできる範囲内のことで、最大限アドバイスをさせていただいて、また、皆さんの意見を尊重しながら頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

西澤清正議長 それでは、暫時休憩、食事のため休憩します。再開は1時15分をお願いしたいと思います。

(午後 0時08分 休憩)

---

(午後 1時15分 再開)

西澤清正議長 それでは再開します。

次に、村岸善一君の質問を許可します。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸議員 それでは、一般質問します。町長にお尋ねします。ふるさと納税返礼品についてお尋ねいたします。

このたび、とよさとプリンが第3回介護食品コンクールにおいて、農林水産大臣賞を受賞されましたことに対しまして、まことにおめでとうございます。私の字もぼっちゃんカボチャをつくっておりますので、大変嬉しく思っております。

さて、とよさとプリンはふるさと納税の返礼品として活用されていますが、次の項目について質問をいたします。

1つ目、介護食品コンクールに大手食品メーカーを含む62社95商品の中から断トツで受賞できた経緯を説明を求めたいと思います。また、この受賞を契機に、今後どのような形で販売拡大をしていくのか、それもお答え願います。

2つ目、本町ではふるさと納税の返礼品は何品目あるのか。

3つ目、品目ごとの返礼品目業者の参加件数はどれぐらいあるのか。

4つ目、平成28年度における返礼品の品目ごとの割合はどのようになっているのか。

5つ目、今まで返礼品に対して寄附者からのクレームはなかったのか。

以上の点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の農林水産大臣賞を受賞できた経緯と、今後の販売拡大についてのご質問にお答えいたします。

受賞できた経緯についてですが、今回、県の農産普及課の普及指導員より、このようなコンクールがあるので、とよさとプリンを出品してみないかというようにお声をかけていただき、応募いたしました。4月11日発刊の日本食糧新聞の記事の中で、減農薬、減化学肥料で栽培されたとよ坊かぼちゃんを使用し、介護食品となると、あまり色味がよくないものが多い中、鮮やかなオレンジ色をしていて、飲み込むことが困難な方も食べる意欲が出てくる商品としての評価をされたのと、とよ坊かぼちゃんの生産、加工、販売まで一体となっていく6次産業化の取り組みについても評価され、今般の受賞となりました。

また、今後の販売拡大についてですが、今回の補正でも上げさせていただいておりますが、受賞商品ということをアピールするために、プリンに貼るラベルシールの作成とポスターやチラシ及び名刺サイズのカードを作成いたしまして、販売所や直売所などでPRをし、販売拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、村岸議員のふるさと納税返礼品についてのうち、私からは2番目以降の項目についてお答えします。

まず、2番の返礼品目は何品目あるのかのご質問ですが、現在、インターネット上のふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスというところに掲載しておりますのは79品目ですが、現在も追加に向けて各種作業を行っております。

次に、3番の品目ごとの返礼事業者の参加件数についてはのご質問ですが、複数事業者が同じ種類の返礼品を提供しているものは、近江米と近江牛と地酒の3品目で、それぞれ提供事業者は近江米で6社、近江牛で3社、地酒で2社となっております。

4番目の平成28年度の返礼品目ごとの割合については、一番多いのが近江米で49.8%、次に近江牛で21.8%となり、ほかは一桁台の結果となりました。

5番目の返礼品に対してのクレームについてですが、返礼品の発送の取りまとめを委託している業者にコールセンターを設置しており、問い合わせの電話番号はそちらの方を案内しています。役場に直接お電話をいただくことも何件かありましたが、全てコールセンターにつなぐ形で対応しておりまして、平成28年度で130件のお問い合わせがあり、全て無事解決したと報告を受けております。

以上です。

村岸議員

議長。

西澤清正議長

村岸議員。

村岸議員

それでは、再質問をいたします。

今、返礼品の割合が、米が49.8%、近江牛が21.8%等々申されましたが、その米の割合で、インターネット等に出ているのは、JA東びわことその他、個人等認定農家、法人等が挙げられると思いますが、その中で、JA東びわこの米について、本当に豊郷の米を販売しているのか。JAとつきますので、いろんなところから米が出ていると思うんですけども、その何件かある割合、米の割合、何%がJAであって、何%が個人であるか、それをちょっとお聞かせ願いたいのと、もう1つは、今のそれと返礼品のこれから今後の拡大、件数をふやしていくのか、それもお答え願いたい。

それと、同じようになりますが、認定農家の返礼品の参画について、どのような形でされればいいのか。

それと、もう1つは、仮に豊郷町のものであっても、よその県のものをふるさと納税の商品として取り扱うことができるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

村岸議員の再質問にお答えします。

まず、米の中でJAがどれくらいあるのかですけれども、米の中で割合としましては約90%がJAになります。

あと、そのJAの米ですけれども、こちらとしましては、基本的に豊郷町のものでお願いしたいとは申し上げておりますけれども、JAの保管の都合で、確実に豊郷米かといえ、そうでない地域のものも一部含まれるというふうには聞いております。ただ、できるだけ豊郷のものを使ってほしいということで、お願いはしております。

次に、返礼品の品目をふやすのかについてですけれども、これにつきまして

も、随時提案をお受けしておる状態ですので、何かご希望があるような事業者さんありましたら、いつでもご相談いただければと思っております。

あと、認定農家さんにつきましては、それも今ほど申し上げたように、いつでも門戸は広げております。特に、昨年最初に返礼品を募集した際には、産業振興課を通じまして、全認定農家さんに、返礼品の説明会をするのでぜひ出席してくださいというお知らせはお配りさせていただきまして、今現在の参加数になっておるといふことでご理解いただきたいと思います。

あと、県をまたいでということですが、総務省の指導の方で、あまり地元産でないものという部分もあるんですけれども、実際は昨年度防災協定を結んでおります室戸市と豊郷町のコラボ商品というものも考えまして、それも提供しておりますので、やり方によってはできなくもないというふうにご理解をいただければと思っております。

以上です。

村岸議員 はい。

西澤清正議長 村岸君。

村岸議員 それでは、再々質問させていただきます。

町の特産物の返礼品についてですけれども、今のところ、ぼっちゃんカボチャが特産品になっておりますが、この大臣賞受賞を契機に、多分、ぼっちゃんカボチャのプリン、それが需要がふえてくると思うんですが、現在のプリンの返礼品はどの程度の、割合がどんだけか。それがまた今後、受賞を契機にふえると思うが、それはどのように見込みを持ってくるのか、それを質問させていただきたいと思っております。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、村岸議員の再々質問にお答えします。

ぼっちゃんカボチャのプリンにつきましては、賞を受賞した後に、その返礼品の画像の中に農林水産大臣賞受賞というふうに大きくエンブレムみたいなマークをつけまして、目立つように修正を行っております。また、返礼品が載っている一覧のページの一番上にも、農林水産大臣賞受賞のとよさとプリンがありますということで、大きく宣伝の文句を入れておりますけれども、実際のところ、受賞後のプリンを返礼品として選ばれた方は数件になっておりまして、まだまだ宣伝を頑張っていかなあかんというふうにご考えておるところです。

以上です。

村岸議員 議長。



西澤清正議長

はい、次の質問。

村岸議員

次の質問をします。町長にお答え願います。

いきがい協働センターの活用状況についてお尋ねしたいと思います。

いきがい協働センターは、主要施策の概要では、地元で収穫された農産物を使った加工品づくりや、高齢者を対象としたサロンの開催、施設の管理、高齢者の生きがいづくりにつながる取り組みを行うと書かれていますが、次の項目について説明を求めたいと思います。

1つ目、現在のセンターの利用状況はどれぐらいあるのか。

2つ目、いきがい協働センターの設置に関する条例第3条の規定の事業はどの程度実施されているのか。

3つ目、職員の人数は何人おられるのか。

4つ目、農産物の仕入れはどのような方法でしているのか。

5つ目、今後のセンターをどのように活用していくのか。

以上の点について答弁を求めたいと思います。

産業振興課長

議長。

西澤清正議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

村岸議員のいきがい協働センターの活用状況についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、センターの利用状況についてですが、毎月第2、第3、第4水曜日にぼっちゃんカフェを開催し、利用されているのと、農産物の加工にとよさとプリンやパンどら、またカボチャのペースト加工とみそ加工などに利用されています。

続きまして、いきがい協働センターの設置に関する条例第3条の規定の事業についてですが、第3条の規定の事業は4点ございます。1つ目に高齢者の生きがい活動事業、2つ目に多世代交流による地域の伝統の継承事業、3つ目に地域素材を活用した特産品開発事業、4つ目にその他センターの設置目的を達成するために必要な事業の4点でございます。

まず、1つ目の高齢者の生きがい活動事業ですが、毎月第2、第3、第4水曜日に地元のお米や野菜を主に使うメニューを提供するぼっちゃんカフェを開催しています。そこでは、高齢者の方々も多く来てくださり、お客さん同士、また加工者とお客さんなど相互の親睦を深めておられます。

2つ目の多世代交流による地域の伝統の継承事業ですが、おじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんを対象に、世代間交流を目的とした料理教室を開催しています。一緒に料理をすることで、おじいちゃん、おばあちゃん世代から

孫世代へ郷土料理の伝承を行っています。

3つ目の地域素材を活用した特産品開発事業ですが、主に町の特産物であるとよ坊かぼちゃんの加工品を開発を行っています。今までカボチャプリン、蒸しどら焼き、ペースト、でっちようかんなどの開発をいたしました。また、県の農産普及課と連携して、新商品の開発を行っています。

4つ目のその他センターの設置目的を達成するために必要な事業ですが、高齢者の生きがいづくりとして、農産物等の加工のため、加工室の開放をしています。農産物の加工は6次産業事業として注目されています。豊郷町で利用が多いのは、みそ加工でございます。

3の職員の人数ですが、職員は常勤1名と非常勤雇用の1名の2名体制でございます。

4の農産物の仕入れについては、会員からのその季節で収穫された野菜などを持ち寄ったり、仕入れに必要な農産物を扱っておられる会員から仕入れております。そのほか足りないもの、肉類とか海産物につきましては、スーパー等で購入しています。この今後についてですけれども、先ほど述べました第3条規定の4つの事業を柱に、農産物加工の6次産業化のさらなる推進及び今年、農林水産大臣賞を受賞いたしましたとよさとプリンに負けないような新商品の開発を行い、特産物のPR推進をして行く中で、高齢者等の活躍できる場をふやしていければと考えております。

以上です。

村岸議員

はい。

西澤清正議長

村岸君。

村岸議員

それでは、再質問をします。

とよさとプリンについては、需要がこれから出ると思うんですが、そのふえた場合に原料となるカボチャの確保はできるのか、もしできない場合は、需要がふえて、カボチャができない場合はどうしていくのか、その点をちょっとお教え願いたいのと、カボチャをつくる生産者をふやすためには、どのような努力をされているのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

それと、いきがい協働センターの利用ですねやけども、個人で利用されておられる方が多いのか、また団体で利用されているのが多いのか、それとも願いたいと思いますし、多世代交流では、その料理教室等を開催されているということですが、場所的にあそこで十分行けるのか、それと、カフェにしたって、もう少し場所を考えてやれば、もう少しあの場所だとどこでやっているのかわからない状態だと思います。もう少しそれを宣伝するために、場所の移動等を

考えられないのか。例えば、豊郷小学校の方に持って行ってするとか、そういう考えはないのか、それも1つお答え願いたいと思いますし、これ、2年前、一番最初、カボチャをつくり始めた当初、町内の業者にそのカボチャを利用した料理等を何かつくってくれというようなことで、各料理店等に回られた経緯があると思いますが、その結果、どのような返答をされたのか、料理屋等にカボチャを提供してつくってくれと、何か作品をつくってくれというようなことで、カボチャを提供されたと思うんですが、その答えもまだ業者、料理店の方には返ってないということも聞いておりますので、その点についても、お答え願いたいと思います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

プリンの販売拡大というか、販売がふえた場合のプリンの確保ということですが、今現在でも、ちょっとペーストを利用して、とよさとプリンをつくっているんですけども、まだまだペーストの方、ちょっと余っている状態でありまして、今すぐ、どれだけふえるか、ちょっと今のところわかりませんが、十分なペーストの量があるのと、一応、販売、生産面積の方なんですけども、昨年160アールの作付面積というか、あったんですけども、今年度、一応、170アール、10アールふえた状態で作付けの方、されておりますので、カボチャの確保としては今のところ十分いける状態かなというふうに考えております。

あと、利用の状況なんですけども、一応、みそ等の加工につきましては、個人の方が利用されておりますのと、あと、プリン等の開発、加工、ペースト等の加工につきましては、特産物振興協議会の方が大体利用させていただいております。また、先ほど、料理教室等の場所が手狭じゃないかということですが、料理教室の方、開催したところ、参加人数の方、おじいちゃん、おばあちゃん、全部合わせても十数名ほどでしたので、料理教室の開催に当たっての場所の広さ等につきましては、問題がないということでした。

あと、今現在使っているカフェの方の広さですけども、何かほかのところを利用してということなんですけども、一応、カフェを使っておられるところからの、手狭やとかいうような意見の方は、特にこちらの方、伺っておりませんので、今のところ大丈夫なんじゃないかなというふうに考えております。

あと、先ほど料理店でぼっちゃんカボチャを利用した料理を提案したというか、開発を言ってくれはったんですが。ちょっと私、今、初めてこのことをお

聞きさせていただきまして、今は多分、返事ができていないということかもわかりませんが、初めて聞かさせていただいたので、返答の方を控えさせていただきます。

以上です。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 はい、再々質問。

村岸議員 今の件でしたけど、これ、多分前の課長からの引き継ぎができてなかったと思うんですけども、というのは、私の隣の料理屋さんにご話を聞いたところ、カボチャで何かをつくってくれということで、うちは料理屋やさかいに、そういう自分とこで使う分についてはできるけども、それを販売するとかそういうことはできないし、カボチャなら、俗に言うぼっちゃんカボチャじゃなかったって、ほかのカボチャでも間に合うし、そういうことを言われてました。しかし、豊郷の特産品としてぼっちゃんカボチャをするならするように、やはり料理屋さんに対しても、もっとPRして行って、やっぱりそのカボチャのよさというやつを知ってもらうためにも進めていかんとあかん。そういうためには、やはり、お願いしたら、その答えはどうでしたかとか、それを聞きに歩かなければだめだと思います。そうすることによって、それをしていけば、その料理屋さんにしたって、どこにしたって、やっぱり一遍使ってみて、何か料理でもつくってみようかという気にならはると思うんです。それはやっぱり、もう一度確かめてやっていただきたいと思います。

それと、先ほど職員が2名しかいてないということですが、今後、カボチャ等の収穫時期になってくると、2名では難しいと思います。出荷されます。そこにまだプリン等の加工もしていかならん、カフェもせんならんとなれば、2人でいけるのか、そういう考えは持っておられるかどうかということ。

それと、今後、このセンターをどのような方向でもっと盛り上げていけるようにするのか、それとカフェなんか、一般の方はようけ知らないと思います。あそこでカフェを開いているとかいうのも、そないに知らないと思いますが、小学校のああいうところでやれば、「けいおん」でも来てくれはった人やったら、そういうところの利用もしていただけたらと思うが、そういうPRの方法はどのように行っているのか、それも最後の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申された料理屋さんでのカボチャを使った料理の開発ということで、私ども、引き継ぎの方、ちょっとできてなかったんですけども、おっしゃられるように、何か今後、カボチャの販売というか、成果なりで販売していく上で、何か料理としてのPRができて、販売拡大につながればいいかなと思います。

あと、職員体制で、2人だけでは今後、収穫等のときに人が足りないのではないかということなんですけども、ペーストの加工とかは、加工部会の部会員さんで出ただけの方を募って、その中で賃金を支払ってペーストの生産等には取り組んでおりますので、一応、今までその体制でやっていけてたということでございます。

あと、今後どのような方向でいきがい協働センター、利活用していくかということなんですけど、ぼっちゃんカフェの方も月に3回か4回程度、毎週水曜日のこれも第2、第3、第4ということで、お弁当の利用等につきましても、できるだけPRの方はさせていただいているつもりなんですけども、何せこの日が、第2、第3、第4しかあけていないのと、一応、10個以上集まったら、お弁当の方も第2、第3、第4以外でもつくらせていただきますよという、これは今、ぼっちゃんカフェも開催しているところが商談させていただいて、10個以上集まったら提供しておるところでございます。また、PRにつきましても、場所等、ちょっと奥まった場所にありますして、知っている人しかなかなか来れないかなという場所ではありますが、今後も町の広報とか、PRをしていって、皆さん、利用していただけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

西澤清正議長 それでは、次に前田広幸君の質問を許可します。

前田議員 議長。

西澤清正議長 前田君。

前田議員 町長にお聞きします。ご当地ものを活用した町のPRを。

まち・ひと・しごと総合戦略が平成28年2月に策定され、さまざまな地方創生事業が行われております。平成29年度についても、総合戦略の基本目標に基づいて、さまざまな事業を計画されていると思います。豊郷町の知名度をさらに上げるために、今後、積極的な取り組みを行う必要がありますが、下記の点についてお尋ねします。

1、ゆるキャラを活用することで、町のPRにつながるとは思いますが、豊郷町のゆるキャラ、よいとちゃんの現在の状況と今後の予定について。

2、地域振興を目的として、ご当地ナンバープレート、我が町では原動機付

自転車、ご当地マンホールカード、ご当地出生届、婚姻届などを実施している自治体がふえてきていますが、全国で実施している自治体の割合と当町での実施予定についてお聞きします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 前田議員のゆるキャラよいとちゃんの現在の状況と、今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

ゆるキャラよいとちゃんの活動状況といたしましては、各字での夏祭りや隣保館フェスティバルなど、町内で開催されるイベントや彦根市で開催されますご当地キャラ博2016への参加をしております。ただ、ゆるキャラブームもちょっと、若干落ちついてきたのか、最近、出役の依頼の方は少し減ってきている状況でございます。今後も各地域で開催されますイベントなどへ積極的に参加をし、豊郷町のPRに努めてまいりたいと思います。

以上です。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 前田議員のご当地ナンバープレート、ご当地マンホールカード、ご当地出生届、婚姻届を実施している自治体の割合と当町での実施について返答させていただきます。

全国のご当地ナンバープレートを作成している自治体の割合は25.7%でございます。マンホールカードを作成、配布している自治体の割合は8.2%であります。マンホールカードはコレクションカードとなっており、現在、一部の収集家が集めておられます。当町におきましては、費用対効果等を考慮して、ご当地ナンバー、マンホールカードの作成については難しいものと認識しております。

また、全国のご当地届を実施している自治体の割合では、婚姻届では6.75%、出生届では2.96%であり、現在のところ、当町では考えておりません。今年度より、結婚のお祝いとして、オリジナルフォトフレームを贈呈させていただいております。

以上でございます。

前田議員 議長。

西澤清正議長 前田君。

前田議員 まず、1番目のゆるキャラの分なんですけど、確かに今、ブームとしては落ちついていると、わかるんですけど、僕が調べた中で行くと、ゆるキャラグラ

ンプリというのがある、この中で、平成25年度のときには1,579体中977位、それから、26年度中は1,699体中789位と、順位的にはちょっと知名度が上がってきていると思うんですけど、27年度、28年度としてはエントリーされてないように思うんですが、それは、これからはしないのか、それともこのときは何かあったのか、それだけちょっと答弁をお願いします。

それから、2番目の、まずご当地ナンバープレートについて、これも費用対効果で行くと実施しないという形で、今、課長の方から答弁をもらったんですが、まずナンバープレートについて、導入されているところの導入理由についてを調べたところ、町への愛着が深まり、ポストカードやストラップ製作等の展開など、経済効果も考えられる。それから、走る広告等としての、町内外で走ることで町のPRがなされること、マスコミに取り上げられることなどの広告効果が考えられます。それからあと、原付のプレートが目立つことにより、事故の減少も考えられるということで、交通安全等にも寄与されているというように、目的の中に書いております。

それとあと、ナンバープレートの費用対効果ということなんですけど、大体今、ナンバープレートが普通は100円程度でできるものが、導入しているところでいくと、その程度のものが2倍から3倍で初期の費用としてはかかりますと、それによって、今の導入目的のことがなされているので、あまり最小の投資で効果としては大きいんではないかと思うんですけど、それについても答弁をお願いします。

それからあと、2つ目のご当地マンホールカード、これについてもしないということなのであれなんですけど、これについても、導入されているところの導入の目的のメリットということで、町外からカードを求めて訪れる観光客増加の効果もあるということで、実質、今の観光に対するPRという部分でいくと、これも効果があると思うんです。それから、この費用についても、実質1ロット2,000枚で3万7,800円ということは、こんなに、大してかからないと思うんですけど、これが、費用があまりにもかかるからということでの導入なのか、それとも、こんなことはしてもあかんのかなということなのか、それもちょうと答弁をお願いします。

それからあと、3つ目の出生届等のことなんですけど、これについては滋賀県では、今のところ婚姻届については大津市のみということで、うちとしてはフォトフレームを出しているということなんですけど、実質これも、今の費用対効果でとかいう話なんですけど、その前にうちのまち・ひと・しごと総合戦略の66ページに、うちが結婚支援事業ということで、独自デザインの婚姻届、

出生届、お祝いのプレートの作成を行いということで書いてあるんですが、これは、今後こういうことをしないのであれば何をしていくのか、それから、もう考えておるのか、それも言ってもらえますか。

以上、お願いします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 前田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、質問のありましたようにゆるキャラグランプリに25年、26年とエントリーをして、27年、28年されてないということなので、ちょっと申しわけないですけど、何でエントリーしなかったかということ、ちょっと把握の方、できていません。あと、29年、今年度エントリーするのかということも、この27年、28年がエントリーされていなかった理由とか、ちょっと確認させていただいて決めさせていただきたいと思います。

以上です。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、前田議員のご質問にお答えをいたします。当課の方はマンホールカードということで、ご回答の方をさせていただきます。

先ほど言っていましたように、マンホールカード自体は、現在のところ、コレクションカードといった形で、配布の方がされております。そういったことで、全国的には8.2%であります。そういった中の詳細で行きますと、47都道府県のうち43都道府県といったものが配布をされていると。というのは、そもそもこのマンホールカードの作成というか、企画の始まりなんですけども、それにつきましては、下水道事業を理解していただくとか、大切さを知ってもらうとか、下水道の取り組みを知っていただくきっかけになるようにということで企画がされたようであります。そういった中で、現在のところ全国の1,718市町あるんですけども、その中で作成しているのが、102市町が作成、配布をしていると。また、滋賀県におきましては、滋賀県の流域下水道と草津市さん、この2カ所だけがしております。そういったことで、まだまだこのマンホールカードが進んできたのが昨年度から配布されているといった状況を見てますと、1点については、本町の上下水道課としては、このマンホールカードが、今現在の状況を見てますとなんですけども、コレクションカードに近寄ってきて、一部のコレクターに人気があって、そういったことがきっかけとなって県外の方々が集まってきていただいていると。た



だ、上下水道課としましては、下水道の取り組みとかを知っていただくには、そのカードとあわせて、PRの広報紙をあわせて配布するといった形になるのですけども、効果としましては、やはり県とかでいきますと、淡海環境プラザの中に下水道の取り組みとかという展示ブースとかが設けられています。そういったことで、来ていただいた方にその展示ブースを見ていただいたりとかいうので、下水道の理解を深めてもらうといった取り組みに寄与をしているということは承知しております。そういった部分で、今後、本町としてどういった取り組みができるかにつきましては、今現在のところ、担当課の方にもこのマンホールカードを、今現在のところですけども、つくってほしいというお声がかかっていない状況になります。そういったことで、担当課としましては、今後の周りの状況も含めて、一度見させていただいて、そういった中で県が今既に取り組みをされていますので、そういった中で効果的なものと、そのほか、何らかの支障が生じるのかどうかも含めまして、見ていきたいというところが現状の立場でございます。そういったことで、今後、そういったカードをつくってほしいというお声が高まったときには、検討していきたいということで考えております。

以上です。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご当地ナンバーですけども、先ほど議員言われたとおり、1,718市町村中、全国441件の市区町村がご当地ナンバーをしております。滋賀県で2市1町、近隣市町、多賀町さんがご当地ナンバーを作成しております。費用の方を近隣の方に聞かさせていただきました。今現在、ナンバーの1枚単価が、豊郷町213円、ご当地ナンバーをつくるとすると、単価が1枚550円かかります。今現在の2.6倍かかるということで、当然、お金もかかるということもあります。議員言われたとおり、町の走る広告塔というところでのこともありますけども、ご当地ナンバーにつきましては、賛否両論ありますので、今後、滋賀県下導入を見据えまして、検討していきたいと思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 前田議員の再質問にお答えさせていただきます。

県内のオリジナル婚姻届を実施している市町につきましては、現在、大津市、

草津市、甲賀市、湖南市、米原市の5市のみで、そのかわりといいますか、結婚の記念品を実施しているところは、近江八幡市が届出用台紙、甲賀市が湯飲み、湖南市が届出用台紙、東近江市が苗木、米原市がフォトフレーム、そして本町もフォトフレームを贈呈の方をさせてもらっております。

また、出生届につきましては、県内ではどこも自治体を実施しているあれはなく、記念品ということで、湖南市の方では届出用台紙、東近江市では苗木、米原市ではバースデーカード、甲良町ではお祝い金、多賀町では木工食器、豊郷町では祝い金やおむつ助成の方をしております。豊郷町としましては、届けになりますと役場の方へ提出してしまいますので、記念品的なもの、記念としては残りませんので、記念品として残るフォトフレームを今年度は実施させてもらっております。また、将来的に県内の市町でオリジナルな届けがふえてくれば、またそのときには考えていきたいなと思っております。

以上です。

前田議員 議長。

西澤清正議長 前田君。

前田議員 ゆるキャラの部分については把握していないということなので、また把握できたら教えてください。

それから、ナンバープレートの分ですけど、五百何ぼかかると。今、近くでは多賀町が導入されているということで、多賀町として導入して費用対効果があったのかということは確認できているのかどうかということをお教えしてほしいのと、それから今後、その分の五百何ぼが高いと捉えるのか、それである程度、やっぱり、知名度として上がっていくということも考えるかということも一遍、それについてお答えください。

それから、マンホールカードについて、草津市ということで、僕も草津市の方のこれをももらったんですけど、この部分、これについて実際、上下水道課としてのことはわかるんですけど、実際、産業振興課という形で、PRという部分でいくと、こういうことの大した金額として、あまりかからないということで、うちのこの町の江州音頭とつつじ、これは結構ええものやと思うんです。こういうものがカードになって、それを欲しいがために、観光としておしよけてくるということについてやと、一遍そのことも考えてもらって、産業振興課としての答えも欲しいです。

それから、住民生活課の、実際、今のところで、まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の3の1にある独自デザインという部分のところ、一体ほんで、それは何をそうと思っているのか、これが答えられてないと思うんですけど、

そこを一遍、もう一度言ってもらえますか。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 前田議員の再々質問にお答えいたします。

費用対効果につきまして、多賀町の方、どうだったのかということですが、今現在、どれだけの枚数が出ているとかいう部分に関しては、確認取れてませんので、以後、確認させていただいて、どれぐらいの効果が出ているのか、どれぐらいの枚数が今まで以上にナンバープレートが発行されているのかどうかというのは、確認していきたいと思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 まち・ひと・しごと創生事業の方に書かれております件につきましては、オリジナルの届け出用紙の作成のことを書いているんだとは認識しておりますけれども、まだ現在、県内の状況でも実施していない市町も多いので、それはまた県内でも普及していけば、豊郷町でも実施の方向でまた検討はしていきたいなとは思っております。

以上です。

前田議員 豊郷町の、ほんでどうするという説明はないんですか。県内でないというのはわかったさかい、うちとしていつするのかというのは、まだ。

住民生活課長 それも、県内の市町の状況を見極めて検討していきたいなと思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 前田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのマンホールカードを、観光を兼ねたPRとして利用したらどうかということですが、こちらの方も、ちょっと僕も今、マンホールカードというのを初めて知ったので、またその点、上下水道課の方とも相談しながら、どういうふうに観光PRとして進めていけるか、検討したいと思っております。

以上です。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、前田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどから前田議員が言っただいてますように、1ロット2,000枚で

税込みで3万7,800円というふうに、私の方としても聞いております。しかしながら、最初の発注の段階では10ロットで申し込みということも聞いてますので、その辺については確認していきたいと。

それともう1点について、地域振興の面で、観光客とかが集まってくるように、そういったのを活用するという方向はどうだろうかというご質問でもありましたので、それについては、担当課としましては、いいことだというふうに了承しています。そういったことで、先ほど産業振興課長が申しあげましたように、両方で協議等を含めて進めていきたいと思えます。

以上です。

西澤清正議長

よろしいですか。

それでは次に、今村恵美子さんの質問を許可します。

今村議員

それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

まず1問目、安心して受けられる介護保険サービス構築をということで、町長にお尋ねいたします。先の3月議会に、介護保険をよくする豊郷の会から提出された請願は、議会採択となり町に送付されました。この請願事項は、1、介護保険料、利用料を下げてください、2、新総合事業実施に当たっても、必要なサービスが受けられるようにしてください、3、介護サービスを提供する事業所に対する事業費の支給は、現行を下回ることなく、サービスに見合ったものとしてくださいです。この3点について、町はどのような対応や検討をされているのか、答弁を求めます。

次に、来年度からの第7期介護保険計画を今年度中に作成しなければなりません。豊郷町の介護保険料標準月額6,000円で県下2番目に高いものです。町内の高齢者の皆さんから、年金から介護保険料が引かれると生活が大変だとよく言われます。安倍政権の進める社会保障と税の一体改革により、効率化ばかり先行され、社会保障費の自然増削減の目標のもと、介護保険料、利用料の引き上げ、介護サービス受給者の絞り込み、介護報酬の引き下げなどで、保険あって介護なしの制度になってきています。とりわけ、低所得層や中間層に過重な負担を強いる介護保険制度を保険者である豊郷町が実態に即し、減免制度や保険料、利用料の引き下げの改善をすべきと考えますが、町の見解を伺います。

医療保険課長

議長。

西澤清正議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員の安心して受けられる介護保険サービス構築をということで、ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、介護保険料の引き下げ、減額につきましては、現在、本町での介護保険事業の事業費を法で定められた基準により、公費と保険料で賄われていることから、法的な基準を重視しながら考えていきたいというふうに考えております。また、利用料につきましては、事業所の健全な運営のためには、基準額を下回することは不可能ではないかと考えておるところでございます。

次に、総合事業移行後のサービスにつきましては、現在、要支援者の方が受けておられるサービスは、引き続き安心して利用していただくため、現在利用していただいている事業所を回り、それぞれ、今後の利用に継続してのお願いをしてまいったところでございます。また、事業所への事業費の支給につきましては、先ほども述べましたように、サービスに見合った額となるよう、事業所と連携を持ちながら、利用者の皆さんが安心してサービスを受けていただけるように進めているところでございます。

さらに、低所得者などへの減免等につきましては、国の制度にのっとり、進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 最初、課長は介護保険事業の法定内でやっていく事業で、保険料、利用料もその範囲でやっていくという説明をされました。要支援者の総合事業に今年度から移行しまして、要支援1、2の方たちの総合事業が始まっているんですけども、去年の第6期の介護保険計画における平成28年度の要介護、要支援の推計というのを、28年度は昨年12月31日現在の実績をとって、両方比較してみたんですけども、要支援の計画推計というのは、要支援1が24、要支援2が44、介護1が79、介護2が83、介護3が68で、介護4が28、介護5が37で計、推計では363の認定数で推計をしているんですけども、現実、豊郷の28年度実績を見ますと、要支援1が38プラス14、要支援2が31マイナス13、推計に比べて、要介護1が74のマイナス5、介護2が79のマイナス4、介護3が78でプラス10、介護4が47でプラス19、介護5が38でプラス1の認定者数385人ということで、認定総数は65歳以上の20%を超えているわけですね。これは全国平均からしても、全国平均18%ぐらいですので高いわけですけども、ここで何がこの問題かなと思うのは、総合事業に移行して、要支援者に対するサービスは、これまでの現行サービスから変わらない、負担も変わらないといったことを事業所にお願いしていますという話ですけども、それよりも、介護保険サービスの中でうちが

特徴的にあるのは、要介護度の高い、要介護3以上の人たちが非常にふえている傾向があると。その反面は要支援の人たちが減ってきているという、要支援というのは、俗に言うお守り認定とか、そういったことも含めて、使わないけどとりあえず受けておこうという人もいますから、そういう人たちも含めてふえている傾向があるのかもしれませんが、要支援2、介護1が減っているということは、これは、逆に返せばその人たちが進行している、介護認定が進んでいると、重度化しているということ、暗に何か、実態は示しているんじゃないかなということ、私、非常に危惧しているんですけども、この中で、町は従来型の介護保険事業の法定内でやっていくという形で今も、この間、ずっと同じ答弁をされているんですけども、この総合事業、まだ国はもっと拡大しようと思っているわけじゃないですか。そういった中で、軽度者を軽度者のままずっと、やっぱり、自立して居宅で安定して暮らしていけるような、そのサービスを豊郷町で保障しない限り、重度認定者がふえればふえるほど、介護事業費はふえるじゃないですか。そのための施策として、この実態から見える問題点を今年の総合事業でどう改善していこうとして実践をされているのか、そのことをまず再質問として1点聞きたいのと、それから、法定外繰り入れ、これは再三、豊郷町のような、所得の低い高齢者が多いわけですよ。また、高齢者だけの世帯、ひとり暮らしのお年寄り、そういった方が多い当町としては、法定外の繰り入れというのが、やっぱり必然的に必要になってきている。介護保険制度では、今の国の制度ではそういう人たちにサービスを提供することができないような、今の実態ができ上がってきている中で、全国的には、そういう会計検査院が調べて、全国で28の市町村でそういった法定外繰り入れをしている、それに対して、会計検査院の報告では、調整交付金の切り下げをしているという形で書いてありましたけれども、そこまでしなかったら、やっぱり必要な介護サービスが住民に提供できないと思っている自治体は、そういうことをして、元気に高齢期を進んで自立してほしいという事業に持っていこうと努力されているんですよ。そういったことに対して、この問題で豊郷町は、来年また7期で、この介護保険料、今、6,000円となっていますが、県の平均は五千五百幾らなんですよ。うちは6,000円で、でも県下で一番低いところは4,900円でやっているところもあるわけです。だから、その介護保険料を現行よりも引き下げていくという手立てというのは、所得からいけばもっと安くて、平均以下で当たり前なんですけど、そうじゃない介護保険料を今徴収しているわけですが、これを引き下げるための手立ては、町としてはどういうふうを考えているのか、再度質問を行います。答弁をお願いします。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在、要支援の方々が基準を下回っているのではないかと、その重症化予防についてはどのようなことなのかなという再質問であったかなと思うんですけども、この部分につきましては、やはり、私は要支援にならない、介護保険を受けない、いわゆる健康寿命を延伸する、または介護サービスを利用しなくても生活できる元気な高齢者をふやすためには、また、それを介護保険特会を逼迫させないような形の事業は何ができるのかという、豊郷町なりの考え方を見た中で、以前から申し上げておりますように、社会福祉協議会でやっておられます生きがいデイサービスを活用しての、町の財源を使っての元気老人をつくっていくというようなことも、ひとつあるのではないかなという部分、そのことにより、そういう観点から介護保険料を下げているのではないかなという、これはあくまでも行政の立場からの思いでありまして、それは制度の安定的な運営に責任を持つこの自治体の立場からも、皆様と目指す方向は同じではないのかなという思いをしておるところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

何度も申し上げますけれども、本町として健康寿命を伸ばすということが、1つの介護保険料の引き下げと申しますか、抑制にもかかわってくるという思いをしておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤清正議長 はい、再々、今村さん。

今村議員 今の課長の答弁は、総合事業に移行した要支援者の数を減らすことが、その分、元気老人がふえるという短絡的な発想ですけども、実情は豊郷町は第6期の介護認定推計、3年間の各介護認定者の推計を出してますよね。その中で28年度の推計値から見た現況、28年度12月31日で担当課が提出している認定者の、その現況を見たら、要介護の3、4、5といったら、もう重度です。うちは施設入所も多いということも、事業費が膨らむ原因だと言われてますが、それよりもなぜ、推計に比べて要介護3、まして要介護4の人は推計よりも実績は19人もふえてるんですよ。だから、これだけ重度サービスが必要な人たちがふえるという傾向を、これが豊郷町の介護保険財政を非常に圧迫する一番の要因じゃないですか。そこを見なくて、要支援だけが減ったら元気老人がふえているのは、だから、その元気老人をふやすんだというのが、非常に現

実を見ない、私は非常に残念な答弁だなと思って聞きました。だから、私がさっき聞いたのは、重度化することを押さえて、要支援1に介護1ぐらいでとめるためにはどうするのかということのをさっき聞いたんです。それが全く答弁されていないというのは、これは非常に問題だと思います。再度それには、ちゃんと重度化しないことに対する対策、何を考えているのかは答弁してほしいのと、元気老人をつくるというのは、国のモデル事業で、卒業させるという、そういうモデル事業をやっている自治体が幾つかあるんですけど、でも、それが果たして本当の意味の、元気に自立した高齢者をつくるかといったら、早く卒業に追い込むとか、いろんなやり方もあるんです。私はそれじゃなくて、豊郷町で、みんな誰しも元気で最後までいたいのは、誰でも同じ願いはあるんです。でも、仕方なくやっぱり、介護サービスも受けなくては生きていけなくなった場合には、必要なサービスは安心して受けられるような、その補填を町がすべきだということで、第7期に関しても、先の法定外の繰り入れ、一般会計からの繰り入れ、これは豊郷町のような国保でも広域化で、算定基準には平均所得も加味するようになってますよね。だから、その人たちの所得水準、それに合わせた介護保険料の設定、利用料の設定というのは、当たり前のことなんです。そういうことを町が、課長の答弁だけなので、それが町長の答弁になるんだろうと私は思います。でも、そのことを抜きにして、豊郷で介護保険事業を、高齢者の願いをとってやっていくということは非常に無理があるというのを、再三申し上げていますが、この介護保険事業に対しての町独自の一般会計からの独自繰り入れ、こういったことに対して、私はやり方ではできひんことはない。罰則規定もないし、その借り上げている分の財源が町として持てる財源の範囲以内やったら十分できることだと思います。その点について、再度担当課、また町長の答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質問にお答えしたいと思います。

まず、重度化の予防についての考え方という問題につきましては、確かに議員おっしゃるとおりでございます。私も今後、またその事業所、またケアマネージャーさん等の連携をとりまして、今後もその重度化におけるうちの要因は何なのかというのを、いろいろと協議をしてまいって、その要因を追及していきたいというふうに思います。また、モデル事業につきましても、いろいろと今後、介護にかかわらず元気な方々がおられるところの要因というのものも、またいろいろと調べていきたいなというふうに考えております。



そして、最後に、介護保険の法定外繰り入れの部分が少し出たところではございますけれども、やはり私ども自治体といたしましては、法令政令、また厚生労働省の指針といったルールに基づき、粛々と運営をしておるところでございます。法治国家のもと、町長はじめ、この自治体の職員というものは、私どももの立場から申しますと、罰則がないからといってルールを逸脱するということは、社会通念上において認められるものではないというふうに考えておりますところから、それとはまた変わった方向で、そういうルールをつくっていただくための要望もしていくのが、自治体としての役目の1つではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員、次の質問。

今村議員 介護保険問題は、次は決算議会なので、また9月に引き続きやりますので。

続きまして2番目、人口減対策を問う。町長、教育長にお尋ねいたします。

総務省「人口推計」によれば、日本の人口は人口減少局面を迎えており、2060年には総人口が9,000万人に割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計しています。このような状況の中で、遅ればせながら政府は人口減対策の地方創生を推進しています。

そこで、豊郷町で取り組んでいる若者、子育て世代支援対策についてお尋ねいたします。

まず、豊郷町の独身率を男女それぞれ20代、30代、40代で明らかにしてください。そして今後、どういう取り組みをして既婚率を向上させるのか、答弁を求めます。

次に、子育て世代に対してですが、まず、町内の子育て世帯のうち、18歳まで、これは高校卒業までのお子さんの数が3人の世帯数は何世帯ですか。また同様に、4人いる世帯数は何世帯、4人以上いる世帯数は何世帯、説明をしてください。

日本の将来を担う子供たちを安心して産み育てられる環境整備を、国、地方問わず推進することが、我が国の発展、また豊郷町の活性化に不可欠です。そこで、人口増につながる多子世帯に対しては、町独自の支援拡充を実施すべきです。3人目のお子さんからは、保育料、学校給食費の無料化を提案しますが、町の見解を求めます。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の豊郷町の20代、30代、40代の独身率についてと、既婚率を向上させる対策について、答弁させていただきます。

平成27年度の国勢調査によりますと、豊郷町の独身率は20代男性で74.3%、30代男性で36.6%、40代男性で29.7%、20代女性で68.3%、30代女性で19.8%、40代女性では15.1%でございます。

現在の若者は出会いが少ないということで、今年度、既婚率を向上させる取り組みとして、湖東定住自立圏の事業として、婚活イベントの開催を計画しており、1市4町で計5回開催する予定で、詳細につきましては、現在調整をしているところであります。

また、平成28年度から実施している結婚新生活支援事業を平成29年度も実施し、結婚する方々を支援いたします。平成29年度からは結婚のお祝いとしてフォトフレームを贈呈し、町を挙げてお祝いの方をさせていただきます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の人口減対策を問うのご質問のうち、私の方からは、18歳までの子供のいる多子世帯の世帯数についての問いにお答えさせていただきます。

お尋ねいただいております町内の子育て世帯で、18歳までの子供の数が3人の世帯数、4人の世帯数、4人以上の世帯数がどれだけかということでしたが、5月26日現在でカウントさせていただきましたところ、3人の世帯数が136世帯、4人の世帯数は22世帯、5人の世帯は4世帯という状況でした。

以上です。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の3人目のお子さんから保育料、学校給食費の無料化の提案についてお答えいたします。

現在、豊郷町は国の制度に基づいて、2人目は半額、3人目は無料としております。学校給食費の無料化につきましては、先ほど中島議員にお答えいたしましたとおり、1カ月300円の助成を行っておりますので、現在は考えておりません。

以上でございます。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 この人口減対策というのは、本当に深刻な問題だと思うんです。政府が人口動態研究所のあそこの推計でやっていますが、この2060年、40年ちょっと先の話で9,000万と言っていますが、このときに高齢者人口は減らないというより、ずっと横ばいで行くんです。だから、ピークになるというのが、2025年の団塊の世代がみんな高齢者になってとかよくいいますが、それ以後も高齢者人口が減ることはなく横ばい、やっぱり日本が長寿社会、やっぱり皆さん、長生きされるという形で、高齢者の皆さんの人口が減らないんです。減らないかわりに何が減るかといったら、もう子供の人口とそれから労働人口が減るんです。肝心のそういう人たちが減っていくというのが、将来推計で、もうありありと出ているんです。特に子供は減るんです。そのことを踏まえた中で、国も待機児童対策とかいって、実態のないことを一生懸命やりますけれども、豊郷は、その中ではすごく私は先進的に、国が見本にもしてもいいぐらい進んでいると思うんです。結婚の祝い品もありますし、子育てに対しても、高校卒業までの医療費無料化とか、だから、そういう中で、さらに私は豊郷で、独身の若者に対しての支援を強化することが、今は必要じゃないかと思っています。そういう面では、結婚した場合には婚活イベントがあるけど、そんなので、上手に結婚するというケースというのは、ほんまに数えるほどしかありません。ですから、現実として、豊郷に住んで独身でいる方々がこれだけいるんです。これだけいるという人たちに対して、町が独身若者に対する町独自の支援、これは、私はするべきだと考えています。そういったことを、今までから若者手当を考えたらどうやとか、いろんなことを提案してきましたけれども、それを町としては、何か具体的に検討を取り組む計画はないんでしょうか。

それと、さっき多子世帯に対する施策ということで、国は保育料を2人目から、3人目から全額出しているという話ですが、その3人目というのは、ちょっと確認でお聞きしたいんですけど、18歳未満のお子さんがいるところの3人目から全部支給になっているわけですか。小学校、中学校までの分とか、保育園だけの子とか、いろいろ前はありましたから、それは支給されて、3人目で無料化になっている人は何人いるのか。また、2人目で半額とおっしゃって、これは先の、最初的时候に同僚議員が質問していたから、人数はわかっているんですけど、でもこういったことを豊郷が先駆けて、医療費、この保育料、また学校給食費は一部後追いの補助をしますけど、そういったことをやっぱり多子家庭、そういったところに積極的に支援していくということが、県下の中で

は、うちの出生率は高い方ですけども、でも、現実的に人口減を食いとめるためには、2倍以上の出生率に上げていかなきゃいけないんですけども、そんなことをまだできている自治体ってほとんどないんですが、でも豊郷はものすごく可能性があるんです。そういった面で、こういった少子高齢化対策の中で、この人口減に対する若者、また子育て世代、子供支援に対する今後のさらなる取り組みを私はするべきだと考えていますが、そういった検討はされているのかどうか、説明をお願いいたします。

**教育次長** はい。

**西澤清正議長** 岩崎教育次長。

**教育次長** 今村議員の再質問にお答えいたします。

今、第3子、公立保育園では5人、私立保育園では7人になっております。

第3子目のカウントの仕方でございますけれども、保育園に対しましては、在園児が3人いましたら、それが1、2、3と3人目という勘定になります。幼稚園は、従来でありましたら小学校3年生までを1人目というカウントになりましたけれども、それは従来どおりでございます。

以上でございます。

**今村議員** 議長。

**西澤清正議長** はい、再々質問。

**今村議員** 今、次長からありましたが、やっぱりそういう枠を決めて減らしてやっているんです。これを18歳未満、子供さん、ここに3人、4人以上、これだけ世帯があるわけです。160世帯もあるんです。だから、そういった世帯の3人目以上の保育料、また給食費の無料化、どうですか。町長、実施は検討されませんか。最後に答弁お願いします。

**伊藤町長** 議長。

**西澤清正議長** 町長。

**伊藤町長** 12番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

先ほどからいろいろご議論いただいております。特に今の20代、30代の若者たちは出会いが少ないということが言われております。だからこそ、出会いのそういう場をこの圏域の中で持っていこう、そして、お出会いして、やっぱり結婚していただいて、子供を産み育ててもらおうということに思っております。おっしゃるご意見は十分認識もしております。しかし、本町としてもいろいろ先ほどは褒めていただきましてありがとうございます。これからも、いろいろな面で、庁舎内でいろいろな議論をしながら、子育て支援を推進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 はい、次の質問。

今村議員 続きまして、町長所信を問います。

安倍政権は憲法が保障する内心の自由を侵害する共謀罪法案を国会に提案し、去る5月23日、衆議院本会議で強行採決する暴挙に出ました。国民の圧倒的多数が説明は不十分だとして、不安と批判が広がっています。この法案について、国連のプライバシー権に関する特別報告者が、法案はプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると、強い懸念を示しました。日本国憲法は、第11条から第40条まで豊富な人権条項を持っています。基本的人権を踏みこむ違憲の共謀罪法案を数の力で押し通す暴走は許されません。

また、憲法第99条には、国、地方の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を明記しています。町民の暮らしを守る町行政の長として、共謀罪法案に対する町長所信を問います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの共謀罪法案に対する所信を問うということでございます。

今日、世界各国で凶悪なテロ事件が後を絶たない現状でございます。そういった観点から必要であると思っております。しかし、今回のあまりにも大臣の答弁がお粗末すぎる、そしてまた、先ほどおっしゃったプライバシーの点、内心の自由が侵害される、冤罪が多くなると心配されております。そういった中で、しっかりと議論されて、慎重審議され、国民の理解を得る努力をされる必要がある、このように考えているところでございます。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 テロ事件に対する、国はそういう名目にしてますけど、テロ事件に対する、国内法は、もう整備はされています。そういった中で、今回の共謀罪の問題は、今、参議院で、昨日もやりましたけれども、やはり、一般人である私たちが知らないうちに、そういう捜査対象になる、いろんなことがされる、このことが防げない、この共謀罪の中身では、その辺がすごく問題なんです。そのことは、豊郷の住民も同じなんです。どこに住んでいても、国民だったらみんな一緒なんですけど、そのことをやっぱり町長も懸念はされてると思うんですが、こういったことをやっぱり、自治体の長も声を大きく上げていくべきだと私は思いますが、そういった取り組みとかはないでしょうか。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

まずは、テロなどを未然に防止するためには、国際協力が可能にならなければなりません。それぞれが、国が情報交換しながら、国際組織犯罪防止条約に必要な国内法の整備が必要であると、こういう思いから、私は必要であるということ、議員のおっしゃった、そういういろいろな不安点には、しっかりと私は議論していただければよいと思います。

また、いろいろなご意見がある首長もおられますやろうし、それはそれで、ほかの方に私は聞いたことはありませんので、私は私の意見を述べているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

今村議員 次、行きます。

西澤清正議長 はい、次。

今村議員 続きまして、町財政運営を問う、町長にお尋ねいたします。

豊郷町は地方交付税のうち、特別交付税が、県下19市町の中で甲良町と並んで多い自治体です。この特別交付税は一般財源であり、町の裁量で自由に使えると町は説明しています。

そこで、伊藤町政になって、平成28年度までの各年度決算で収入済となった特別交付税の累計総額は幾らですか。説明してください。この特別交付税は豊郷町の町民の暮らしを下支えする施策に充当し、町民の福祉、暮らしの充実にこそ使われるべきと考えます。町はこれまで、この特別交付税の一般財源の使途をどのように庁内で検討し、何に支出してきたのか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の町財政の運営を問うにお答えさせていただきます。

ご質問の平成28年度までの収入済となった特別交付税の累計総額でございますが、平成19年度から28年度までの累計額は38億3,980万5,000円でございます。

また、特別交付税等を含めました一般財源につきましては、当初予算編成時や年度途中の補正予算時の各課ヒアリングにおいて、予算要求事業について、既存事業の継続性と内容の見直しの検討を行うとともに、新規事業につきましては、事業の内容等の検討に加え、事業の必要性と実施期間について検討を行っているところでございます。特に国及び県の事業の廃止、縮減等については、事業の必要性を十分に精査し、県当局からの情報収集を積極的に行い、最小の

経費で効果が得られるよう、予算編成に努めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

**今村議員** 議長。

**西澤清正議長** 今村さん、再質問。

**今村議員** 今の課長の答弁で、伊藤町政になって今日まで、28年度までで約38億円、町の当初予算のところの特別交付税は豊郷に来ているんですが、そこでまずお聞きしたいのは、地方交付税法の第15条に特別交付税の額の算定というのがありまして、ここでは、特別交付税は第11条に規定する基準財政需要額の算定方法によっては補足されなかった特別な財政需要があること、そういった、また第14条の基準財政収入額のうち、過大に算定された財政収入があること、こういったこと等々を勘案して、普通交付税の額が財政需要に比べて過小であると認められる地方自治体に対して、自治省令で定めるところにより当該事業を考慮して交付するという形で、豊郷は毎年3億以上の特別交付税が交付されてきているんですが、これに対して豊郷は、これは国に対してもこういった財政事情があるということで、毎年、二町連絡会を含めて、いろんな団体を通じて、国に対して要請行動をしているんですが、その中で、具体的に町が豊郷町の財政需要の需要額の算定方法で補足されなかったという部分は、こういったことを国に対して発言して、それが特別交付税の算定基準の中で算定されてきたのか、具体的にどういう要請をしてきたのかを説明してください。

**総務課長** 議長。

**西澤清正議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、地方交付税ですが、この地方交付税は当然国税の所得税と法人税、酒税、消費税、たばこ税、その一定の割合で地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付するのが地方交付税という考え方でございます。

それで、その地方交付税の目的としましては、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障することによって地方自治の本旨の実現に資するというところで、地方公共団体の独立性を強化するという目的をもって地方交付税が位置づけられております。先ほど、今村議員もおっしゃいましたが、当然、地方交付税の中には、普通交付税と特別交付税の2種類がございます。これは国の定めで、普通交付税につきましては、先ほど言いました一定額で国が算定する金額の94%の相当額でございます。残り6%が特別交付税ということで、国の方ではこういう扱いをされております。以前

から、今村議員の方からよくご質問を受けますが、この特別交付税につきましては、町の場合につきましては、県からの配分、市につきましては国との直接交渉といたしますか、直接のやり方により、この特別交付税が交付されているという現状でございます。

それで、当然、普通交付税につきましては、地方公共団体の合理的基準によって算定をされます。その算定された額が一般財源の所要額ということになるんですが、その所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき収入としての基準財政収入額を超える額の場合に、その基礎として交付されるということで、これは、財源不足額について交付されるというのが、普通交付税の考え方でございます。

それと、特別交付税の6%につきましては、これにつきましては、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定方法の画一的な計算方法との関係もございしますが、その基準財政需要額または財政収入額の算定に反映することができなかった特別の事情を考慮して交付できると。ですから、普通交付税で参入ができなかった分については、特別交付税で補完できますということも言われております。ただ、特別交付税につきましては、県の方で配分されるというのが現状でございます。ご質問にありましたように、甲良町、豊郷町はこれまで3億、低いときで2億何ぼということで、計上してまいりました。これにつきましては、昭和46年当時から始まりました同和对策事業、これがやはりその当時の起債なり、または事業の進捗、その事業におきます維持、もちろん管理、いろんな面でふえております。これは、言い方を変えますと、それが地域の特質性かなというふうにも言われます。そういうことで、議員もおっしゃっておりますように、以前の三町特例、今、二町特例と言っておりますが、この辺を考慮してほしいという陳情を、これまで毎年国や県に行ってまいりました。その一定の中で、特別交付税を県の方で配分していただくときに、やはり加味させていただいているのかなというふうには思っております。ただ、特別交付税につきましては、この内訳がございませんので、これは、今言いましたのは私の思いかもわかりませんが、現実的に幾ら、これが幾らという算定はありませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 今の課長の説明では、豊郷町が行ってきた同和对策事業に係る経費に対する、現在も引き続けている経費の裏打ちを求めるという形の、町のそういう、国へ



の要請活動をしたというふうに理解したんですけれども、豊郷町の同和対策起債というのは、もう豊郷は県下の同和対策事業を実施した自治体の中では、すごく起債の償還もほとんど終わりました、新築資金の償還もまだ、一般財源から補填しているところもあります、豊郷はもうちゃんと国の関係はみんな終わっちゃったと。終わってやっている中で、これ、いつまで続くかわかりませんから、いつかはなくなると思うんですけど、そのお金を、今、豊郷町の実態に即した同和対策事業を施行しなきゃいけなかった豊郷の特質分の町民事情、そこに私は、ここの質問でも書きましたが、そういった住民が多いという、町民の暮らしを下支えする、本当に全般的に使うべきだと考えていますが、これ、3億以上ありますが、町民1人当たり1年間に4万ぐらいあるんですよ。そういう中から、そういう低所得の住民、またそういったいろんな医療、福祉、そういったことに、こういったお金を積極的に私は、同和事業の残事業がほとんどなくなった豊郷で、こういう償還分もほとんどなくなってますし、そういうことに転換してやっていくべきじゃないかと思いますが、その点については、町長に答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

先ほどから課長が申しておりますように、色がついておりません。我々やっぱり財政的に厳しいので、特交をお願いするというところで、言いましたように、6%が特交に回されております。もうここ二、三年前からそれが4%ぐらいになる、それで、どんどん圧縮されるというような話も出ております。そしてまた、今日、どこで大きな災害が起こるかわからない、去年の熊本地震とか、そして、鳥取の件等々、そういうところに特交は割り振りされるわけでございまして、我々のところに絶えずこのような額が来るとは、限らないわけでございます。しかしながら、2町ならびに財政的に厳しい全国の組織の中で、しっかりと一般施策をやっていくためには、特交がいただきたいということで、それをお願いに行っているものでございまして、今現在でも、住宅譲渡の問題、そしてまた、事業のときに道路がついてなくても、一般財源事業でやっている、そういう面もございまして、そこらはやはり、地域のそれぞれの課題に向けてお金は使わさせていただいておりますので、その点、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

西澤清正議長 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 5 7 分 散会)